

令和5年7月27日

安曇野市教育委員会

令和5年7月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第1号	教 育 部 学校教育課
令和5年7月27日提出	(課長)藤澤 一渡 (担当係長)堀内 雅文

タイトル	安曇野市アレルギー対応委員会に係る委員の委嘱等について
決定を要する事項の内容	委員の選任に係る協議
要旨	安曇野市アレルギー対応委員会設置要綱に基づき、各団体から推薦のあった別紙の者を安曇野市アレルギー対応委員会の委員に委嘱(市職員等にあつては任命)することについて協議するもの。
	<p>1 委員 別紙のとおり 9人</p> <p>2 任期 令和7年3月31日まで</p> <p>3 根拠 ○安曇野市アレルギー対応委員会設置要綱(令和5年教育委員会告示第13号) (組織) 第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1) 学校長の代表 (2) 学校医の代表 (3) 養護教諭の代表 (4) 食物アレルギー栄養士の代表 (5) 栄養教諭の代表 (6) 給食主任の代表 (7) 松本広域連合消防局の職員 (8) その他専門知識を有する者 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

安曇野市アレルギー対応委員会委員

番号	選出区分	役 職	氏 名	備考
1	学校長の代表	安曇野市校長会 学校保健担当	伊藤 政子	穂高南小学校長
2	学校長の代表	安曇野市校長会 学校給食担当	小平 伴紀	堀金小学校長
3	学校医の代表	安曇野市医師会 理事	庭本 博文	
4	養護教諭の代表	明北小学校 養護教諭	清水 典子	
5	食 物 アレルギー 栄養士の代表	北部学校給食センター アレルギー担当栄養士	堀内 知子	
6	栄養教諭の代表	堀金学校給食センター 栄養教諭	岩本 瑞恵	
7	給食主任の代表	堀金小学校 給食主任	石澤 富士子	
8	松本広域消防局 の職員	松本広域消防局 警防課 課長補佐	百瀬 志郎	
9	専門的知識を有 する者	長野県立こども病院 小児アレルギーセンター長	伊藤 靖典	

議案第 2 号	教 育 部 学校教育課
令和 5 年 7 月 27 日提出	(課長)藤澤一渡 (担当係長)城之内高明

タイトル	安曇野市立学校通学区域審議会に対する諮問について
決定を要する事項の内容	安曇野市立学校通学区域審議会へ諮問する内容について
要旨	小規模特認校制度の導入に伴い、教育委員会から安曇野市立学校通学区域審議会へ諮問する内容を協議するもの
説明	<p>1 審議会開催経過</p> <p>令和 5 年度第 1 回安曇野市総合教育会議において、明北小学校に小規模特認校を導入するスケジュール(案)が了承されたため、安曇野市立学校通学区域審議会へ通学区域について諮問する。</p> <p>2 諮問趣旨</p> <p>市内 17 小中学校は、安曇野市学校の通学区域に関する規則(平成 17 年安曇野市教育委員会規則第 14 号)に基づき、住所地により就学する学校が決められている。</p> <p>明北小学校の児童数は減少傾向が続き、また、令和 4 年 4 月に安曇野市明科地域が総務省・農林水産省・国土交通省から過疎地域に指定され、地域の活性化が重要な課題となっている。そこで、明北小学校に小規模特認校制度を導入し、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学できることを認めることについて、意見を求めたい。</p> <p>具体的な諮問案は、別紙「諮問書」のとおり(別紙 1)</p> <p>3 今後の予定</p> <p>令和 5 年 9 月 第 1 回審議会(諮問審査) ※第 1 回審議会に基づく調査</p> <p>11 月 第 2 回審議会(答申)</p> <p>12 月 教育委員会定例会(制度導入に関する協議)</p>

	<p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 明北小学校の児童推移 (別紙2)(2) 安曇野市立学校通学区域審議会条例 (別紙3)
--	--

5学第1808号
令和5年7月 日

安曇野市立学校通学区域審議会 会長 様

安曇野市教育委員会
教育長 橋渡 勝也

諮 問 書

下記の事項について、安曇野市立学校通学区域審議会条例（平成17年安曇野市条例第222号）第2条の規定に基づき諮問いたします。

記

1 諮問事項

明北小学校への就学について、従来の通学区域は残しつつ、安曇野市のどこからでも就学を認めることができるようにしたい。

2 諮問趣旨

安曇野市立明北小学校の児童数は減少傾向が続き、令和5年5月1日時点で85人となり、今後70人台で推移し、さらに減少していくことが予測される。

また、令和4年4月に安曇野市明科地域は、総務省、農林水産省、国土交通省から一部過疎地域の指定を受け、明科地域として活性化策を講ずることが望まれる状況である。

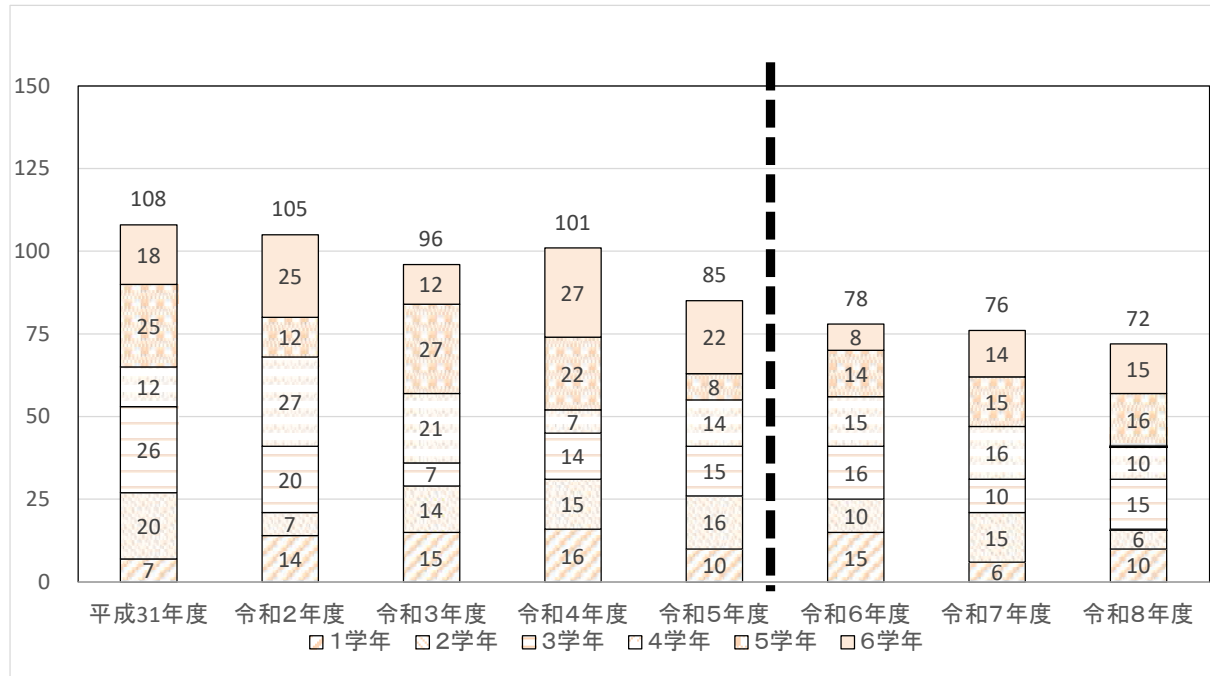
そこで、明北小学校に小規模特認校制度を導入することについて検討してきた。この制度の導入によって、明北小学校のような小規模校において、「従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認める」ことにより、児童数を一定に保つ効果が期待できる。

さらに、明北小学校に導入することは、小規模校ならではの特色や魅力ある教育活動を発信し、明北小学校に通いたいと考える児童の増加につながると考えられる。ついては、明北小学校を市内全域から就学できることについて、貴審議会の意見を求める。

(以 上)

明北小学校の児童数推移

(単位：人)



【出典】令和5年度までの人数は学校基本調査（文部科学省）
令和6年度以降の推計値は安曇野市学校教育課調べ

○安曇野市立学校通学区域審議会条例

平成17年10月1日条例第222号

改正

平成20年3月26日条例第18号

安曇野市立学校通学区域審議会条例

(設置)

第1条 安曇野市立小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）の通学区域等に関する重要事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、安曇野市立学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、市立学校の通学区域の設定又は変更等に関し、教育委員会の諮問に応じて調査審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 市立学校の長
- (2) 各地域区長代表者
- (3) 各地域PTA代表者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他教育委員会が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員は、教育委員会が諮問の都度任命し、任期は、諮問に係る審議の終了までとする。

2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(幹事)

第8条 審議会に必要があるときは、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、市職員のうちから教育委員会が市長と協議して任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号	教 育 部 学校給食課
令和5年7月27日提出	(課長)西澤 弘修 (担当係長)小穴 哲丸

タイトル	安曇野市学校給食の実施に関する規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	規則の一部改正の可否
要旨	入学や転入時等に、全ての保護者に提出を求めていた「学校給食の提供に係る申出書」を、給食提供の実施を希望しない保護者が提出する内容に改正するもの。
説明	<p>1 改正の理由</p> <p>(1) 保護者の入学時等での負担軽減</p> <p>(2) 煩雑な事務の解消</p> <p>(3) 申出書未提出者との公平性を図るため</p> <p>(4) 様式の氏名記入欄から押印の項目の削除</p> <p>2 改正の箇所 (別紙のとおり)</p> <p>3 施行日 公布日</p> <p>4 その他 本件は7月6日(木)開催の給食センター運営委員会でご協議いただき、ご承認いただきました。</p>

○安曇野市学校給食の実施に関する規則（令和3年安曇野市教育委員会規則第7号）

改正後	改正前
<p>(学校給食の提供に係る届出等)</p> <p>第3条 <u>保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食の提供を受けないことができる。</u></p> <p>2 保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食の提供に係る申出書（様式第1号。以下「<u>申出書</u>」という。）を教育委員会に提出するものとする。この場合において、当該申出書は、<u>児童又は生徒（以下「児童等」という。）</u>1人につき1部提出するものとする。</p> <p>(1) <u>前項の規定により、学校給食の実施を希望しない場合</u></p> <p>(2) <u>前号の規定により申出書を提出した保護者が、その後において学校給食の実施を希望する場合</u></p> <p>3 保護者は、学校給食の種類を変更するときは、学校給食変更届（様式第2号）を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>4 給食担当者は、学校給食の提供を受ける者について、次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会に対し、それぞれ当該各号に定める届を提出するものとする。</p> <p>(1) 年度当初学校給食を予定した日を学級閉鎖、学校行事等により欠食とする場合及び復食とする場合 学校給食（停止・復食）届【行事分】（様式第3号）</p> <p>(2) 長期欠席、傷病等により欠食とする場合及び復食とする場合 学校給食（停止・復食）届【個人分】（様式第4号）</p> <p>(3) 児童等の転入又は転出があった場合 転入・転出時学校給食開始・停止届（様式第5号）</p>	<p>(学校給食の提供に係る届出等)</p> <p>第3条 保護者は、<u>児童又は生徒（以下「児童等」という。）</u>が次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食の提供に係る申出書（様式第1号）を教育委員会に提出するものとする。この場合において、当該申出書は、<u>児童等</u>1人につき1部提出するものとする。</p> <p>(1) <u>安曇野市立小学校に入学する場合</u></p> <p>(2) <u>安曇野市立以外の小学校又は中学校から安曇野市立小学校又は中学校に転入する場合</u></p> <p>(3) <u>安曇野市立小学校以外の小学校を卒業し、安曇野市立中学校に入学する場合</u></p> <p>2 保護者は、<u>前項の申出書に記載した学校給食の種類を変更するときは、学校給食変更届（様式第2号）を教育委員会に提出するものとする。</u></p> <p>3 給食担当者は、学校給食の提供を受ける者について、次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会に対し、それぞれ当該各号に定める届を提出するものとする。</p> <p>(1) 年度当初学校給食を予定した日を学級閉鎖、学校行事等により欠食とする場合及び復食とする場合 学校給食（停止・復食）届【行事分】（様式第3号）</p> <p>(2) 長期欠席、傷病等により欠食とする場合及び復食とする場合 学校給食（停止・復食）届【個人分】（様式第4号）</p> <p>(3) 児童等の転入又は転出があった場合 転入・転出時学校給食開始・停止届（様式第5号）</p>

改正後

様式第1号（第3条関係）

学校給食の提供に係る申出書

令和 年 月 日

(宛先) 学校長経由
安曇野市教育委員会

申出者（保護者）

住所 _____

氏名 _____

私は、下記児童生徒に係る安曇野市立学校の学校給食の提供について、次のとおり申し出ます。

児童生徒	学校名	安曇野市立	学校	学年組	年組
	フリガナ				
いづれかに○ ※2は申出書の再提出の場合に限る。	氏名				
	1 給食の提供を受けない 【理由： _____】				
	2 給食の提供を申込み				

※ この申出書は、再び申出書が提出されない限り、提出日から児童生徒が安曇野市立学校に通う義務教育期間中有効となります。

※ 「2 給食の提供を申込み」の場合で食物アレルギー等がある場合は、必ず学校にご相談ください。

改正前

様式第1号（第3条関係）

学校給食の提供に係る申出書

令和 年 月 日

(宛先) 学校長経由
安曇野市教育委員会

申出者（保護者）

住所 _____

氏名 _____

私は、下記児童生徒に係る安曇野市立学校の学校給食の提供について、次のとおり申し出ます。

児童生徒	学校名	安曇野市立	学校	学年組	年組
	フリガナ				
給食の種類 (いづれかに○)	氏名				
	1 完全給食（主食、おかず、牛乳）				
	2 給食なし（申し込まない）【理由： _____】				

※ この申出書は、提出日から児童生徒が安曇野市立学校に通う義務教育期間中有効となります。

※ 食物アレルギー等がある場合は、必ず学校にご相談ください。

改正後

様式第2号（第3条関係）

学校給食変更届

年 月 日

(宛先) 学校長経由
安曇野市教育委員会

申出者（保護者）

住 所 _____
氏 名 _____

改正前

様式第2号（第3条関係）

学校給食変更届

年 月 日

(宛先) 学校長経由
安曇野市教育委員会

申出者（保護者）

住 所 _____
氏 名 _____

次のとおり、学校給食の変更を届け出ます。

児童生徒	学校名	安曇野市立	学校	学年組	年 組
	フリガナ				
届出理由	氏 名				
	1 食物アレルギーのため				
学校給食の種類 該当の番号に○を 付けてください。	2 その他 ()				
	1 完全給食停止				
	2 飲用牛乳停止				
	3 完全給食再開				
適用年月日	4 飲用牛乳再開				
	適用年月日	年 月 日 から	年 月 日 まで		

※ この届は、提出日から児童生徒が安曇野市立学校に通う義務教育期間中有効となります。
再び学校給食を変更する場合は、この届出書を提出してください。

次のとおり、学校給食の変更を届け出ます。

児童生徒	学校名	安曇野市立	学校	学年組	年 組
	フリガナ				
届出理由	氏 名				
	1 食物アレルギーのため				
学校給食の種類 該当の番号に○を 付けてください。	2 その他 ()				
	1 完全給食停止				
	2 飲用牛乳停止				
	3 完全給食再開				
適用年月日	4 飲用牛乳再開				
	適用年月日	年 月 日 から	年 月 日 まで		

※ この届は、提出日から児童生徒が安曇野市立学校に通う義務教育期間中有効となります。
再び学校給食を変更する場合は、この届出書を提出してください。

議案第4号	教育部文化課
令和5年7月27日提出	(課長)三澤新弥 (係長)堀 久士

タイトル	市指定文化財申請にかかる文化財保護審議会への諮問について
決定を要する事項の内容	
要旨	
説明	<p>議案第4号は、自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件」個人又は法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。</p>

議案第5号	教 育 部 文 化 課
令和5年7月27日提出	(課長)三澤新弥 (係長)堀 久士

タイトル	市天然記念物2件の文化財指定解除にかかる文化財保護審議会への諮問について
決定を要する事項の内容	
要旨	
説明	議案第5号は、「個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当しますので、非公開といたします。

議案第6号	教育部 各課
令和5年7月27日提出	

タイトル	共催・後援依頼について																	
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議																	
要旨	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">共催</th> <th style="text-align: center;">後援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育課</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: center;">1件</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: center;">1件</td> </tr> <tr> <td>文化課</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2件</td> </tr> <tr> <td>子ども家庭支援課</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(詳細 別紙)</p>			課名	共催	後援	学校教育課	1件	1件	生涯学習課	1件	1件	文化課		2件	子ども家庭支援課		2件
課名	共催	後援																
学校教育課	1件	1件																
生涯学習課	1件	1件																
文化課		2件																
子ども家庭支援課		2件																

議案第6号の共催・後援依頼に関わる申請書は、個人又は法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】
(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

学校教育課 共催・後援台帳(令和5年度7月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	年度	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専断 専決	専断 専決	承認 承認	承認 承認	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課意見
20	R5.6.12	教育 総務 係	R5	令和5年度 安曇野市福祉教育 研修会	社会福祉法人 安曇野市 社会福祉協議会 (会長:小松 正直)	社会福祉法人 安曇野 市社会福祉協議会	※催	安曇野市コミュニティ センターの推進を図る ため	7月6日	令和5年8月1日(火) 10:00~12:00	-	-			安曇野市役所本庁舎 4階大会議室	安曇野市コミュニティセンターの推進の 目的達成に向けた連携や協働、及び 子どもを取り巻く地域、学校、家庭の役 割や連携のあり方の理解を高める機 会とする	参加者:なし 向井 健任(松本大学総合学 部学芸系 観光ビジネスリテラシー学 科准教授)による講義 テーマ「学校と地域をつなぐコ ミュニティセンター」の本来の コミュニティセンターの本来の 目的を学ぶとともに、地域、学 校及び家庭の役割を改めてそ れぞれの主体の連携や協働 について考える機会とする	○	○	-	基準第3条第2 項により可
21	R5.6.12	教育 総務 係	R5	2023年度 書志預じはがき回収プ ログラム	一般財団法人 カンボジア地 雷撤去キャンペーン (理事長:大谷 賢二)	一般財団法人カンボジ ア地雷撤去キャンペーン	後 援	教育委員会の後援をいいた くことで、市内小・中・高校 の児童生徒方にこの活動 をより理解していただく ため	7月21日	令和5年9月1日~令和6年3 月31日	-	-			市内の学校及び周辺地域	カンボジアの地雷撤去及び日本の子 どもたちに対する国際理解教育の促進	旧書会及び生徒を中心に 書志預じはがき回収を学校内 及び保護者、地域に呼びかけ 回収し、募金後、カンボジアへ その支援金を届ける	-	-	-	基準第3条第2 項により可

教育部生涯学習課共催・後援台帳(令和5年度7月定例会協議事項)

受付日	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R3	R2	R1	所管課意見	
R5.7.6	第40回 穂高納涼祭	穂高納涼祭 実行委員会	実行委員長 早川 正美	穂高納涼祭実 行委員会	共催	生涯学習の発表機 会の確保、世代を 超えた市民の交流 と地域の絆づくりの 形成に繋げたいた め。	7 月 6 日	8月5日(土)	穂高会館 駐車場	穂高納涼祭を実行委員会、地域 住民、地元高校生等が中心とな り4年ぶりに開催する。納涼祭を 通して生涯学習の発表機会の確 保、世代を超えた市民の交流と 地域の絆づくりを図る。	穂高納涼祭は、穂高 地域の皆様が集 い、ステージ発 表を通して夏の 夕べを楽しむ催 しとする。	-	-	-	基準第3条第 2項により可
R5.7.13	令和5年度 天皇杯・皇后杯 全日本ハレーボ ール選手権大会 北 信越ラウンド	令和5年度 天皇杯・皇 后杯 全日 本ハレー ボール選 手権大会 北 信越ラウ ンド	大会長 奥村 祐年	公益財団法人 日本ハレー ボール協会	後援	ハレーボール競技 を広く普及させ、ハ レーボールの振興 を図り、生涯学習の 一環としても競技の 普及を図るため。	7 月 12 日	9月16日(土)~9月 17日(日)	ANCアリー ナ (安曇野市 総合体育 館)・三郷文 化公園体育 館	「天皇杯」「皇后杯」の名を冠する に相応しい6人制ハレーボール 日本一を目指す北信越ブロック 予選会。	・男子上位1 チーム、女子 上位2チーム ファイナルラ ウンドに推薦 する。 ・参加者300名 ・参加料 1チーム 25,000円	-	-	-	基準第3条第 2項により可

教育部文化課 共催・後援台帳(令和5年度 7月定例会協議事項)

受付日	件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管 課 意見
R5.7.10	安曇野市豊科近代 美術館 秋の特別 展 「宮芳平 生誕130 年記念 作品とエビ ソードで綴る生涯」	公益財団法人 安曇野文化財 団	理事 長 長嶋大幸	公益財団 法人 安曇野文 化財団	後援	市内の多くの市 民及び教育機関 へ広報・周知し、 当美術館の主要 収蔵作家である 宮芳平の作品を 通して、多くの市 民に芸術文化に 触れていただく 機会を創出する ため。	7 月 9 日 9月8日 (金)～10月 9日(月・祝)	安曇野市豊 科近代美術 館	当館の主要収蔵作家である洋画 家・宮芳平の生誕130周年を記念 し、宮芳平自らが綴った自伝やガ リ版通信などをもとに作品にまつ わるエピソードを作品や写真と併 せて紹介する。	宮芳平の作品、写真や資料等を 展示する展覧会を28日間開催す る。関連事業として講演会やギヤ ラトーク、ワークショップを開催す る。 観覧料：一般520円(団体410 円)、高校生310円(団体200円)、 中学生以下、障がい者手帳をお 持ちの方と介助者1名無料。	-	-	-	基 準 第3条 第2項 により 可
R5.7.13	朝日新聞「EduA」新 聞活用講座	株式会社 朝日新聞社	販売局販 売第5部長 村山秀樹	株式会社 朝日新聞 社	後援	安曇野市内の小 中学生とその保 護者を幅広く募 集したいため。	7 月 12 日 10月21日 (土)	安曇野市豊 科交流学習セ ンター「きほ う」学習室1	2020年教育改革に際して、子ども たちが主体的な学習習慣を育む ことができるようサポートを目的と する。	講座内容「200字まとめ作文」… 新聞記事を要約し、自分の意見 を文章にまとめ、読解力・ 表現力を磨く。	-	-	-	基 準 第3条 第2項 により 可

子ども家庭支援課 共催・後援台帳(令和5年度7月定例会協議事項)

受付日	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課 意見
R5.7.3	みんなの郵便局in安曇野	日本郵便(株)信越支社 中信地区連絡会	日本郵便(株)信越支社 中信地区連絡会	後援	安曇野地域及び近隣にお住まいのお子さま向けに、楽しみながら郵便局のお仕事を体験してもらい、働くことやお金の仕組みを学んでいただきたいと思います。	7月3日	10月7日(土)	安曇野市スミス村 サンモリッ	地域のお客さま向けに郵便局の仕事の体験をしていただくイベント	・参加費 無料の非営利イベントとして、日本郵便(株)が全国で開催。 ・郵便局で書封行っている仕事を、「配達ごっこ」「窓口ごっこ」「内務ごっこ」等の「ごっこ遊び」として、参加するお子さまに楽しみながらお仕事を体験していただく。	-	-	-	基準第3条第2項により可
R5.7.11	トラック乗車体験会	鴻池運輸株式会社 片岡勇真 営業所	サントリープロダクト株式会社 水北アルプス信濃の森工場 鴻池運輸株式会社 安曇野営業所	後援	乗車体験・倉庫見学を通じて、働くことの意義や目的の理解、望ましい勤労観、職業観を育むなど、青少年健全育成に寄与するため。	7月11日	9月17日(日)	鴻池運輸株式会社 安曇野営業所	地域の小学生、またその保護者との交流 また、トラック等の車両・環境問題に関する教育への貢献	・トラック乗車体験、倉庫・フォークリフト荷役の見学 ・ペットボトルリサイクルに関するアトラクション	-	-	-	基準第3条第2項第2号について、一企業からこの申請であることから公益性があるとしてよいから、教育委員会が教養委員会でご審議いただ

議案第7号	教 育 部 学校教育課
令和5年7月27日提出	(課長)藤澤 一渡 (担当)堀内 雅文

タイトル	令和6年度から安曇野市内小学校で使用する教科用図書の採択について
決定を要する事項の内容	
要旨	
説明	<p>議案第7号は、自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件」個人又は法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。</p>

議案第 8 号	教 育 部 子ども家庭支援課
令和 5 年 7 月 27 日提出	(課長)山越 寿彦 (担当係長)赤羽 賢一

タイトル	安曇野市黒沢洞合自然公園整備検討委員会に係る委員の委嘱について
決定を要する事項の内容	委員の委嘱
要旨	安曇野市黒沢洞合自然公園整備検討委員会設置要領に基づき委嘱する関係地区の代表者が変更となったため、下記の者を委員に委嘱することについて協議するもの。
	<p>1 委員 降幡 修二（南小倉区長）</p> <p>2 任期 令和 6 年 3 月 31 日まで</p> <p>3 根拠 ○安曇野市黒沢洞合自然公園整備検討委員設置要領 (組織)</p> <p>第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 関係地区の代表者 ・・・以下略</p> <p>(任期)</p> <p>第 4 条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度末日までとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じ、補充により委嘱した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

報告第1号	教 育 部 こども園幼稚園課
令和5年7月27日提出	(課長)佐々木 真貴 (担当係長)青嶋 梢

タイトル	令和5年度安曇野市自然保育講演会の開催について
報告を要する事項の内容	令和5年度安曇野市自然保育講演会の要旨について
要旨	市における自然保育の普及・推進を図ることを目的として、「安曇野で育む自然保育」をテーマとした自然保育講演会を開催する。
	<ol style="list-style-type: none"> 1 日時 令和5年10月1日(日) 午後1時から午後3時30分まで 2 場所 穂高会館講堂(安曇野市穂高5047番地) 3 対象 保護者、地域の方、保育関係者、自然保育に関心のある方等 4 内容 ア 明科北認定こども園(NPO法人くじら雲)代表による、自然保育の取組み説明 イ 明科北認定こども園(NPO法人くじら雲)代表、安曇野市教育長、汐見氏(講師)のディスカッション ウ 講演会 講師: 汐見 稔幸 氏 演題: 「安曇野で育む自然保育」 5 定員 200名 6 申込み 期日までにながの電子サービスまたは、こども園幼稚園課まで電話で。

7 周知方法

- ・市広報誌掲載、プレスリリース、HP 掲載
- ・チラシ配布（公立・私立認定こども園保護者、交流学習センター等市所管施設、市議会議員等）

《講師プロフィール》

汐見 稔幸（しおみ としゆき）

所属：一般社団法人家族・保育デザイン研究所 代表理事

肩書：東京大学名誉教授・白梅学園大学名誉学長・全国保育士養成協議会会長・日本保育学会理事（前会長）

専門は教育学、教育人間学、保育学、育児学。自身も3人の子どもの育児を経験。保育者による本音の交流雑誌『エデュカール』編集長でもある。持続可能性をキーワードとする保育者のための学びの場「ぐうたら村」村長。NHK Eテレ「すくすく子育て」など出演中。

報告第2号	教育部
令和5年7月27日提出	

タイトル	安曇野市議会 令和5年3月定例会における一般質問等について
要旨	市議会3月定例会の一般質問の概要等について報告するもの
説明	<p>1 期日 令和5年3月3日（金曜日） 3月6日（月曜日） 3月7日（火曜日）</p> <p>2 概要 別紙のとおり</p> <p>※ 趣旨は6月定例会で説明済</p>

1 中村 今朝子 議員

○本市における学校トイレの洋式化の現状と、今後の計画は。

【教育部長】 小中学校のトイレの洋式化率は、令和5年1月現在、小学校61%、中学校54%、全体では58%でございます。老朽化したトイレの大規模改修を順次行っており、これに合わせ洋式化を進めているところでございます。文部科学省が掲げる目標、洋式化率95%をできるだけ早く達成できるよう努めてまいります。

○災害時には避難所となる学校施設の災害対策機能の強化の一環として、総務省の緊急防災・減災事業債を活用し、多目的トイレやウォッシュレット付きのトイレの設置促進に取り組むことを要望する。

【教育部長】 多目的トイレは、小中学校17校全てに設置されております。設置箇所は54か所、そのうち43か所、約80%で洗浄機つきトイレが設置されております。洗浄機つきトイレの設置されていない学校につきましては、今後整備を進めてまいります。

○通学路に沿う土手にひび割れがある。補修をする必要があるように思うがいかがか。また、地震や台風、ゲリラ豪雨等により危険箇所となる通学路の安全点検等が行われているのか。

【教育部長】 指定通学路上の危険と思われる情報が寄せられた場合、随時市職員が現場確認を行い、道路管理者等と連携して対応しております。あわせて、学校と情報共有し、通学路を使用している児童生徒へ個別に指導を行うなど対応しております。明南小学校校庭の石積み擁壁は、今年度、校庭からの排水処理と石の抜けた部分の壁の補修を行いました。石積み全体の剥がれたコンクリート部分も補修を行ったところでございます。地震につきましては、過去の地震の被害例からのブロック塀の危険性について指摘がございます。危険なブロック塀の撤去を引き続きお願いしてまいります。

台風、ゲリラ豪雨などについては、河川、水路の状況が日常と大きく変化し、危険性が高まります。まず、増水時には水路等に近づかないなどの日頃からの防災教育が重要かと考えております。その上で、学校から寄せられた水路への侵入防護柵等の設置要望につきましては、通学路合同点検実施時に併せて現地を確認し、危険度の高いものから対応するよう努めてまいります。

○防災教育の現状と今後の対応について見解は。

【教育長】 防災教育につきましては、市教育委員会の重要課題の一つとして、現在までも取り組んでいるところでございます。平成26年度から県による実践的安全教育総合支援事業を導入し、市内17小中学校に信州大学の防災教育専門の防災アドバイザーを派遣していただいております。この防災アドバイザーが派遣された学校では、避難訓練の視察及び指導・助言等を受けております。その結果、土砂災害や浸水被害対策に対する意識が格段に高まり、引渡し訓練等も含めた実効的な訓練が緊張感を持って実施されております。

さらに、家庭においても、日常からの災害時への対応の備え、避難場所の確認、保護者のいない時間帯において自分たちの身を守ることについて話し合いを持つことが重要であることから、様々な機会を通じて家庭に呼びかけをしております。また、中学校を中心に、生徒も参加する地域防災組織との連携強化につきましては、引き続き充実に努めてまいります。

2 辻谷 洋一 議員

○スポーツ施設で洋式化が進んでいない施設はどこに幾つあるか。体育施設のトイレの洋式化の予定について今後は。

【教育部長】 社会体育施設として貸出しを行っている学校体育施設のトイレの洋式化率は全体の59.6%、約60%でございます。洋式化されていない施設は、体育館では3施設、穂高西小学校講堂、体育館、穂高東中学校体育館になります。グラウンドでは3施設、穂高北小学校、穂高西小学校、明南小学校でございます。学校施設全体の洋式化率は58%でございます。計画的に洋式化を進めてまいります。

○本市の学校等の人工芝のグラウンドの整備につき見解は。

【教育部長】 学校の校庭は、体育の授業のほか、小学校では運動会、中学校では野球や陸上など様々な競技の部活動が行われております。人工芝にすることで、現場では使いにくくなることも懸念されるところでございます。学校という性格上、特定の競技の普及・育成のために使うわけにもいかないことなどを考えると、導入は難しいかと考えます。市内では、穂高西小学校、三郷小学校の校庭の一部が天然芝となっております。

○幼少期の教育における天然芝の必要についての見解は。三郷西部認定こども園、三郷北部認定こども園、三郷南部認定こども園、三郷東部認定こども園の園庭に天然芝を整備していく予定であるが、その他の園の園庭の天然芝の整備計画についての見解は。

【教育長】 成長段階において幼児期に天然の芝と触れ合うことは、大変意義があることだと私も捉えております。天然芝の園庭のある三郷東部認定こども園では、特に夏場においては、子どもたちが芝生の上ではだしになって水遊びをするなど、安心して伸び伸びと外遊びができる場となっております。天然芝は、維持管理に配慮が必要ではございますけれども、景観上、心が休まるであるとかあるいは砂ぼこりが抑えられる、排水性がよいため、降雨後も速やかに利用することができるなど、環境面や転んだときのけがの軽減など、健康面での効果も期待できると考えております。

【教育部長】 現在、建設工事を行っております三郷西部認定こども園をはじめ、公立認定こども園、公立幼稚園の園の芝生化につきまして、令和5年度から計画的に取り組んでまいりたいと思います。5年度は、三郷西部認定こども園、三郷北部認定こども園、三郷南部認定こども園、6年度に、今、これから建設が始まります三郷東部認定こども園、ここら辺までは計画をしておるところですが、そのほかこの園をとというのは、またこれから考えていきたいと思っております。年4か所あるいは3か所程度実施していきたいと考えております。

○スケートボードを学校の授業に取り入れる考えはあるのか。

【教育長】 様々な競技の選択肢が広がることは、生涯スポーツの観点でも大変意義のあることだと考えております。そこで、実際に授業で取り入れることを想定してみますと、指導ができる人材の確保、また、道具の調達、けがの防止をはじめとした安全対策も必要となります。このようなことから、通常の体育の授業に取り入れようとする、すぐには難しいのではないかと、こんなように思われます。一方、学校が主体となって総合的な学習の時間など幅広い教育活動の中で、スケートボード選手との交流であるとかあるいは体験的な活動を行うということは可能であると考えております。

3 岡村 典明 議員

○田淵行男記念館は12月下旬より3月の上旬まで休館したが、この期間の休館中、職員の皆様はどうしていたのか。リニューアルに向けての対応は。

【教育部長】 田淵行男記念館は、休館中も指定管理者の職員が出勤いたしまして、電話での問合せの対応や、休館後の展示替え、新年度の企画の準備をしておりました。この記念館は、收藏する田淵行男作品による企画展示のほか、自然写真の分野で活躍する写真家を紹介する展示を行っています。ナチュラリストであった田淵行男の遺志をついで、子ども向けの自然観察会も積極的に行っております。安曇野の自然環境を学ぶ機会として、ぜひ活用してもらいたいと考えております。

○橋の建て替えも行われ、リニューアルオープンイベント等あると思うが、いかがか。

【教育部長】 田淵先生とも親交があり、先生の遺志を引き継いで、三郷昆虫クラブを30年にわたり主宰してきました那須野雅好さんの写真展を行いたいと考えております。また、田淵行男記念館では、5年ごとに田淵行男賞という写真コンテストを行っております。自然写真分野で活躍する写真家の登竜門として注目されてきたところです。第6回田淵行男賞写真作品公募事業は、令和6年度に公募を行えるよう、来年度、令和5年度から準備を始めまして、若い写真家の活躍を安曇野から全国へ発信できるよう、市いたしましても指定管理者とともに、実行委員会を組織してPRしていきたいと考えております。

○今後、田淵行男記念館の建物本体の改修があるのか。

【教育部長】 公共施設長寿命化計画に基づきまして、屋根や外壁の塗装工事にも着手する計画でございます。ほかの施設の改修もございますので、優先順位をつけて進めてまいりたいと思っております。

○サテライトキャンパスが東京藝術大学に決まった。今後については。

【教育部長】 令和5年度の学生等の滞在につきましては、東京藝術大学に人選を依頼しているところでございます。大学側には、3人の学生、またはOBによる夏季、夏の季節ですが、1か月程度の滞在制作を相談しております。滞在中には、小中学生や市民との交流の機会を設けるよう依頼してございます。秋には、この成果を紹介する展示を行う計画でございます。

○東京藝術大学のOBが来る際、宿泊施設は、鐘のなる丘集会所や穂高のアートヒルズ辺りがよいと思うが、東京藝術大学の学生の受入れ態勢はどうか。

【教育部長】 アートヒルズの跡地につきましては、土地及び建物の所有者にお話を聞いているところでございます。鐘のなる丘集会所の活用も検討している最中であり、現在のところアートヒルズは、東京藝術大学の学生等による活動の拠点としては、難しいと考えております。

○東京藝術大学の学生と地域とのつながりはどう対応するのか。今の若い人たちは、SNS等による情報の発信がうまい。東京藝術大学の人たちにも、いろんな人たちに、情報を発信してもらうためにも、地域とのつながりはどう対応するのか。見解は。

【教育部長】 地域とのつながりは、令和5年度の滞在制作に当たりシェアハウスを考えております。また、市の文化施設を制作の場所として活用してもらいたいと考えております。ただ、まだどんな方がいらっしゃるのか、どの分野の作家になるのか、これがはっきりしておりません。その専門分野、活動内容によって、場所というのは決めていかなければならないなと考えております。SNSについては、令和4年度に滞在していただいた作家にも、インスタグラムを活用して安曇野の魅力を大変発信していただきました。令和5年度も滞在する作家の方には、積極的な発信を期待して、また支援していきたいと考えております。

4 橋本 裕二 議員

○国、東京都、その他地域と歩調を合わせて、市もこれまでとは次元の違う異次元の少子化対策を打ち出していくべきと思うが、どうか。

【市長】 安曇野市の少子化対策は、妊娠、出産、育児支援など切れ目のない支援、これを実施しているところでございます。既に18歳までの医療費の無料化、小児対象のインフルエンザ予防接種の助成、新生児の新たなオプション検査に対する助成など、各種施策を実施してまいりました。来年度からは、児童クラブの利用対象者を小学校6年生まで順次拡大するための児童館設備の改修、産後ケア事業の宿泊型に加え、通所型と訪問型を実施していくほか、新生児聴覚検査の経済的負担軽減などに取り組む予定です。

○若い人たちが毎月、毎週のように自由に集って学び合える道場というか、学校のような場所の開設、これの検討をしてほしい。

【教育部長】 価値観の多様化が進む中、若い世代の生涯学習事業への参加が少ないことは、長年の課題となっております。今まで以上に、若い世代に興味を持っていただくテーマを検討し、講座等を開催していきたいと考えております。

5 竹内 秀太郎 議員

○G I G Aスクール構想につき、令和3年度に約5億円の予算で整備した1人1台の端末機器は、どの程度活用されているのか。I C T支援員の常勤者は現在何人いるのか。

【教育部長】 令和4年5月に行いました1人1台端末の利用状況アンケート結果では、1人1台端末を1日1回以上使用する頻度は、小学校1、2年生で約20%、小学校3年生から6年生では約70%、中学生では約85%でございました。

安曇野市においては、兼務ではございますが、常勤のI C T支援員2名を教育委員会内に配置してございます。あわせて、文部科学省のG I G Aスクール運営支援センター整備事業を活用しまして、I C T専門事業者に委託しているところでございます。その事業者が、市内小中学校を計画的に訪問及びI C T活用研修の実施や、教職員の質問、相談などに応じられるような体制を確保しているところでございます。そのほかの取組といたしまして、市内小中学校教員9名をI C T教育推進委員に定めまして、I C T機器を積極的に活用した授業づくりについて検討を行っております。当面の間は、I C T支援員、G I G Aスクール運営支援センター、I C T教育推進委員が連携した体制で、I C Tを活用した授業の支援などを行う予定でございます。I C T支援員の増員等につきましては、必要に応じて見直しをしていきたいと考えております。

6 矢澤 毅彦 議員

○自転車運転時のヘルメット着用等について、市内の児童生徒への啓発や補助は。

【教育部長】 子どもの命を交通事故から守るため、市では、交通事故ゼロプロジェクトを実施するなど、重要課題と捉えて取り組んでおります。中でも、児童生徒へ、自転車利用時に正しいヘルメット着用の必要性は既に指導しているところでございます。特に中学校で自転車通学をしている生徒におきましては、登下校時の正しいヘルメット着用、自転車損害賠償保険への加入、自転車の点検整備、この3つをしっかりと行うよう求めているところでございます。

7 猪狩 久美子 議員

○生理用品を小中学校のトイレに常備について。安曇野市の小中学校では保健室対応になっている。トイレに生理用品そのものを置けない。なぜ保健室対応なのか。

【教育部長】現場を預かる学校、特に子どもの心身の健康を預かる養護教諭と意見交換を重ねて、現在の方法を取っているところがございます。保健室で生理用品を配布することは、養護教諭が児童生徒の体調の変化や、困り事に気づくきっかけとなったり、児童生徒が生理周期など、自分の体調を管理する習慣を身につける機会となることから、教育指導の一環と考えております。全国的に、生理用品をトイレに設置する傾向となっていることは承知しているところがございますが、引き続き、小中学校の養護教諭等と研究を進めていきたいと思っております。

○性教育につき、小中学校で学ぶ内容はごく一部だけだと思う。学習指導要領では、小学校5年生では、人の受精に至る過程は取り扱わない、中学校1年生では、妊娠の経過は取り扱わないなどとなっています。しかし、指導要領に示されていない内容を加えて指導することもできる。幅広い内容を含んだ包括的性教育というのを進める必要があるが、これまでと同じ内容のままの性教育なのか。

○例えば、児童と保護者で、例えば助産師等の専門家から年齢に合った内容を学ぶ機会を持つことが大事である。そういった出前講座のようなことを提案した経過があるが、今行っている学校はあるか。

【教育部長】令和4年度に、外部講師をお招きして行いました性教育は、助産師による講演会が12校で34回、赤ちゃん先生による授業が3校で4回。合計で、児童生徒や教職員に対して、13校で38回実施されております。

現在行っている講演会を、保護者参観日に設定するといった方法など、引き続き性教育の在り方について、学校と研究していきたいと思っております。

○生理用品の使用に当たって、子どもたちの自主的な判断に委ねてはどうか。

【教育部長】現在、保健室で生理用品を配布している状況に加えまして、必要なときに、学校のトイレから直接利用できるようなするかどうか、学校及び当事者であります、児童生徒の意見も聞きながら、総合的に決定したいと思っております。

8 小林 陽子 議員

○保育施設における不適切な保育問題に関し、保育士不足や保育士配置基準においての本市の対応や、幼保小連携、学校給食の無償化、子どもの貧困対策など、ソフト面も含めました課題と対策について。

【教育部長】 令和4年4月の組織改編によりまして、教育委員会に子ども家庭支援課、こども園幼稚園課が加わりました。これにより、就学前から就学の切れ目ない連携がより図れるようになっていくところがございます。そして、園長がメンバーとして参加している、地域学校協働本部連絡会もでございます。職員間の交流も行われ、今後もさらに連携が強固になるよう努めてまいります。そして、こども園、安曇野市立の認定こども園では、歩き出しが始まりまして、自我の芽生えた行動が多くなる1歳児、この1歳児の保育士の配置につきましては安全性を考慮し、国の子ども6人に対して保育士1名の基準を上回る子ども3人に対して1名の配置で対応しているところがございます。

それから、子どもの発達等の不安に答える子ども発達支援相談室、こちらでは、より適切なアドバイスのために発達や知能の検査体制の充実が課題でございました。令和5年度は事業を拡充して体制を整備いたします。

また、放課後児童クラブは、仕事と子育ての両立支援として、市内全ての児童クラブ利用枠を6年生まで拡大することが課題でございます。5年度は施設整備をさらに進めてまいります。

子育て世帯の御支援につきましては、児童クラブの負担金の基準額、こちら最大6,000円から3,000円につき、月額でございますけれども減額して対応してまいります。

ヤングケアラー、こちらの課題につきましても、家事、育児を支援する支援員を派遣する事業を4月より開始したいと考えております。

そして、給食でございますが、給食費の無償化、これは、今年度は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、物価上昇分として給食費の4%を一般会計から補填いたしました。令和5年度でございますが、小中学校ともに1食当たり20円の値上げをする予定でございますが、児童生徒の値上げ分は総額2,834万3,000円、こちらは一般会計より補填したいと考えております。

9 林 孝彦 議員

○明北小学校や豊科東小学校などの小規模校の在り方の目標と取組はどうか。

【市長】 安曇野市の市立幼稚園、認定こども園、小中学校の特色と魅力を高める安曇野教育の在り方につきまして、今年度2回実施いたしました総合教育会議において協議をしております。この中で、小規模校の在り方につきましては、特に明北小学校を念頭に、小規模特認校制度も含め、協議を深めてまいりました。これからも深めていくものと認識しております。小中学校というのは、特に小学校ですが、これまでもこれからも、その地域のシンボリックな存在でございまして、それを失うことの損失は計り知れないと考えております。私も今までに、過疎地域の町や村で小学校あるいは中学校を廃止した地域というのを訪れたことが何度もありまして、その住民の方から話を聞くと、やはり中心となる学校を失った喪失感ということを皆さん、異口同音におっしゃいます。そういうことも考えますと、今後もそれぞれの学校の特徴や魅力を発揮して存続させていく努力、これを教育委員会と共に行っていく考え、これを強くしております。

【教育長】 明北小学校と豊科東小学校共に、小規模校というくくりにはなるわけですが、それぞれの学校の成り立ちであるとか歴史を遡ってみるときに、それぞれ地域の皆様の教育に対する非常に熱い思いで誕生し、そして今日までまさに地域の中心的存在として、あるいは心のよりどころとして大切に育ててきていただいているのが学校であると、こんなふうに認識をしております。

このことを踏まえますと、先ほど市長も述べましたように、まさに地域の大事な宝である学校、これを今後どういうふうにしていったらいいか、これは児童または保護者、または教職員、地域の皆さん、そういった皆さんの思いや考えをもう一度しっかりと聞きをしながら、より特色と魅力を高める学校に、共に努力していくことがこれから大事になってくると、こんなふうに認識をしております。

○明北小学校に小規模特認校制度導入への現状と今度の取組はどうか。

【教育部長】 小規模特認校制度、こちらは通学する学校を選ぶことができる学校選択制、これを小規模校で実施するものでございます。少人数ならではのよさを生かし、きめ細やかな目の届く学習指導や、2学年での学び合い、地域の人材や自然環境などを生かした特色ある学習活動が期待できるところでございます。一方で、安曇野の自然保育で育った子どもたちが、豊かな自然環境の中でのびのびと活動し、自主性や創造性といった非認知能力、これを伸ばす可能性も広がると思われます。小規模特認校制度は、従来の

通学域による学校指定制度は残したまま、保護者の申出により条件に適合すれば、市内のどこからでも就学を認める制度でございます。制度設計をはじめ、地域住民、通学区の保護者との十分な対話と協力を得て、学校経営ビジョンを定める必要がございます。小規模特認校制度を目指して、これから具体的に検討を始めていくことになります。よろしく申し上げます。

○小中一貫校と学校統廃合の検討の現状と今後の取組はどうか。

【教育長】 明科地域の明北小学校、明南小学校、明科中学校の3校は、小中一貫教育の市の研究指定校として、これまで3年間先導的な研究・実践を積み重ねてまいりました。コロナ禍においては、オンラインでの会議も何度か行われております。

本年度は、3校が目指す子どもの姿を、3校の教職員間で共有し合い、総合的な学習の時間など、9年間の学びの連続性や系統性の視点で検討を行い、一部は合同授業等も実施しております。この3校は、令和5年度からは足並みをそろえて、キャリア教育の推進に取り組む新たな展開を考えております。また、豊科北中学校区では、協働的な学び、教師が一斉的な授業ではなくて、子どもたちが小グループに分かれて話し合いを行うというような、協働的な学びを共通理念として3校が研究し合い、同じ方向性で事業実践を行っている、こんな例もございます。

先ほど来話題になっていきますように、総合教育会議で合意されましたような、このような7つの中学校区ごとに学校の規模の大きさにかかわらず、それぞれのよさや特色と魅力を高める小中一貫教育の実現を目指す方針を定め、既に学校現場では動きを始めていくという現状でございます。

したがって、子どもたちが今ある学校で学ぶことに喜びを持ち、そして自信と誇りを抱けるよう努めていきたいと考えておりますので、当面、安曇野市内の小中学校の学校統廃合等は考えておりません。

○過疎債を活用した明科地域の活性化について。子育てや教育環境の充実を要望するが、現状と今後の取組はどうか。

【教育部長】 過疎債を利用しました子育て支援事業は、明北小学校のパソコン教室、これを新たな放課後児童クラブとして改修いたします。このことにより、明北小学校、明南小学校の受入れを6年生まで拡大したいと考えております。令和5年12月の受入れ開始を目標に進めてまいります。

10 白井 泰彦 議員

○新型コロナウイルス感染症の12月から2月の認定こども園、幼稚園、小・中学校の感染状況はどうであったか。

【教育部長】 12月から2月における市立認定こども園、幼稚園19園の感染状況は、感染者数426人、うち職員53人でございます。休業延べ件数は23件で、うち休園は0件、学年閉鎖2件、クラス閉鎖21件ございました。また、市立小・中学校17校の感染状況は、感染者数924人、うち教職員63人、休業延べ件数24件、うち学年閉鎖1件、学級閉鎖23件でありました。

11 増田 望三郎 議員

○こども基本法の理念や子どもの権利、大人側に子どもへの行き過ぎたパターンリズムがないか見直し、子ども観をアップデートすることについて考えていきたい。こども基本法が制定された社会的背景や今日的意義について見解は。

【教育長】 児童の権利に関する条約、子ども権利条約が採択されて33年が過ぎております。この条約は、子どもを保護の対象としてでなく、権利行使の主体者として捉え、具体的な権利内容を総合的に規定したもの、そんなふうにご捉えております。日本においても子どもの権利を守ろうとする動きが様々なところで見られますけれども、社会全体を見渡せば、条約の理念が十分に認識されていないように感じる場面もございます。日本においては、子どもに関する政策が様々な省庁にまたがっていることによる弊害が指摘されてまいりました。昨今の子どもを取り巻く環境の著しい変化の中で、児童虐待やいじめ、不登校、貧困やヤングケアラーなど、様々な課題が浮上しており、子どもの権利の重要性について改めて認識しなければならない状況が生まれております。こうしたことを踏まえて、子どもを真ん中に据え、子どもが権利の主体であることを明確にしたこども基本法の制定、これは、極めて意義のあるものと認識しております。

○「子どもの権利を議論するときに、子どものわがままを助長させてしまうんじゃないか」という意見について、どう答えるか。

【教育長】 こども基本法に「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて」ということが記されております。当然のことですけれども、子どもというのは、まさに成長途上にある存在でございます。しかしながら、学校でいえば教師、大人がその子ど

もに対して価値観を押しつけるであるとか、あるいは、特定の価値観に誘導するというようなことは、私は慎むべきことだろうというふうに考えております。子どもは本来、その子の見方や考え方を持っています。その見方や考え方を働かせながら、この社会の中で、他者の見方、考え方というのも取り入れながら、自身の見方、考え方を広め、深めていく、この過程が学校教育において行われているわけですがけれども、まさに、そのこと、その過程が非常に大事であると、そこにこそ価値を見いだすべきだというふうに考えております。したがって、甘やかしあるいはわがままという見方については、ある意味、大人の認識を、先ほど述べたような観点から、見直していかなければならない、そういう提起であるというふうに捉えております。

○子どもと大人との関係性、パートナーシップについて見解は。

【教育長】 市の政策面におきましても、子どもが直面している問題を解決する場合に、子どもが、直面している問題を解決する場合に、当事者である子どもの意見をしっかりと聞くという認識は非常に大事だと思っております。市教育委員会としても、子どもが日常的に自由に意見を表明することができて、そして、大人も子どもの意見に耳を傾け尊重する社会を目指す姿勢、これは非常に大事だと思っております。取り組んできているところであります。

私どもの基本的な考え方の中に、子どもなりの見方や考え方、そうしたものを大事にしながら、自分で判断すること、そして、考えを言葉や文字などで表現すること、そして、具体的に行ったり意見を表明したりすること、そういうことが認められることが非常に大事であるというふうに考えております。したがって、既に実施している中学生議会であるとか、あるいは、洞合自然公園の計画などにも子どもたちに参加してもらって意見を求めていますし、やはり、市の政策等においても大事な、議員おっしゃるパートナーであるという認識は、非常に私は大事であると思し、今、そういう気持ちで進んでいるつもりでおります。

○こども基本法に定められる理念や子どもの権利を、我々大人がどう学び、この安曇野という社会が子どもへのまなざしを深めていくために、市として何ができるか考えるか。

【教育長】 先日、総合教育会議が行われて、教育委員会と市長と今後の安曇野市の教育について議論をしてまいりましたけれども、今後の安曇野市の教育の在り方を定める安曇野市教育大綱、これを改訂いたします。この中に、今回、子どもの権利についてしっかり

りと明記をさせていただきました。基本方針の中に、安曇野の自然や地域の中で、体験交流活動を充実させ、安心して子育てができる環境を整えます。その次ですが、また、一人一人の個性を認め合う共生社会の実現を目指し、全ての子どもの権利を尊重します。このようにしっかりと位置づけました。今後も、この3月末の定例教育委員会でこれを確定いたしまして、市民の皆様方にも周知を図っていかなければいけませんけれども、この子どもの権利というのを尊重するというのをしっかりとうたったからには、その実現に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと、こんなふうに思っております。

○市は、子どもの思いや考えを聞くアンケートをやってきたか。

【教育部長】 児童生徒の学校生活の状況や意義を知るための一つの方法として、アンケート調査がございます。各学校では、学校自己評価児童生徒版、いじめ・体罰調査、各学級単位での生活振り返りアンケートなどがございます。また、児童生徒の満足感や意欲、自己肯定感、学級集団の状態を質問紙によって測定するQ-U検査を全校で実施し、活用しているところでございます。新型コロナウイルス感染症による生活制限等の影響に特化した調査は行っておりませんが、表現することや対話活動の制限がありましたので、その影響を知ることは、現在大切だと考えております。

令和5年度からの、先ほど教育長申し上げました教育大綱で、「一人ひとりの個性を認め合う共生社会の実現を目指し、すべての子どもの権利を尊重します」、これを掲げておりますので、学校自己評価アンケートなどの調査項目を見直して、子どもの権利意識の状況等を把握できるよう努めてまいりたいと思います。

○学校という文化の中で過ごし続ける先生たちにこそ、こども基本法の理念や子どもの権利の理解を深め、子ども観をアップデートしてもらいたい。見解は。

【教育長】 こども基本法でうたわれている内容、このことについては、授業をはじめ、児童会活動、生徒会活動、あらゆる学校生活全般で教職員が意識を向けるべき内容であるというふうに捉えております。大事なことは、その根底において、子どもの権利を認めるということは、子どもであっても一人の人間であると、そういう気持ちで接しなきゃいけないという、私は、そういう精神が土台となっていなければならないと思っております。ですから、先ほど例に挙げられたことは、そういう意味では、やはり残念、そういう意識にきちんと立っていなかったのではないかなという思いでございます。

したがって、人権や多様性を尊重し合うことへの配慮を基盤としながら、教職員をは

じめ、子どもに関わる全ての大人が、当事者である児童生徒の考えや意見を述べる場をしっかりと確保して耳を傾けていく、そういう姿勢が大事であると考えております。

【教育長】 私は、既に学校の中に幾つかのそういった動きや芽が生まれているというふうに思っています。本年度も市立17小中学校の学校訪問をいたしました。その中で、ある中学校は、これまで制服は男子は学生服、女子はセーラー服というふうに決まっていたけれども、希望をすればブレザー型の制服でもいいんだというふうに定めた。これは、子どもたちの意見も聞いた上で、そんな方向を示したという例を聞きました。また、ある中学校は、学校要覧に、「遊興的な施設への出入りは保護者同伴とする、生徒だけの利用は禁止する」といった項目がある。これも、何十年もずっと同じ項目で掲げられていて、誰もそこに疑問を感じなかったわけです。そこに、これでは子どもたちが自分たちを信用していないんじゃないかというふうに捉えるんじゃないかという意見が出てきているという話を聞きました。つまり、コロナ禍で特に行事等の見直しも行っていくチャンスと捉えて、そういったことの気持ちがここにつながってきたのかもしれませんが、これまで当たり前としてきたことを、本当にこれでよかったのかという見方、そういうのが、学校に、私は、生まれてきていると思うんです。

ですから、学校に対して何か働きかけようということの御質問ですけれども、私は、既に生まれてきている、それをもっともっと膨らませていきたい。それから、児童生徒にも、そういった決まりがあるのにもかかわらず、何も声を発してこなかったと、やはり、そこにも、子どもたち自身が目を向けて、声を発して、一緒につくっていく、そういう姿勢を子どもにも求めたいし、大人側にも求めたいし、一緒につくっていく、これが、議員おっしゃるアップデートにつながると、私は信じております。

○児童生徒の意見表明の機会を学校生活の中でどうつくるか。子どもたち自身が権利の主体者であることを自覚し、権利を行使できるようになるにはどうすればいいか。

【教育長】 教育部長から、学校評価アンケートに項目を加えたいという話がありましたけれども、もう少し、私、そのところを付け加えさせていただきますと、評価というのは、指導の裏返しであるわけです。したがって、そこに項目を加えるということは、自分たちが設定した目標、それがどの程度達成できたかというのを把握するためにも必要であろうと思います。今、例を申し上げますと、意見を表明する機会が確保されている、あるいは、その意見が尊重されるというようなことを、これから学校として大事にしていこうと思ったら、それが、児童生徒が実現できたかどうかをどう評価するの

かというのを知りたいということで、評価項目に加えたいと思います。具体的に、文例で申し上げますと、例えば、先生や友達から自分の意見が大切にされ、自分の考えを言うことが認められているかという項目によって、それを、全体的な傾向として捉えることができる。同じように、教職員はどうか、保護者はどうか、そんなことを繰り返しながら、子どもたちの意見を本当に言う場を広げていく、そして、確保していく、そして、確かなものにしていく、そういうものの積み重ねをこれから大事にしていきたいと、そんなふうに思っております。

○こども計画の策定は。

【教育部長】 市町村こども計画は、国のこども政策推進会議で策定されます、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案いたしまして、市町村の策定が努力義務とされております。このこども大綱でございますが、令和5年の秋頃閣議決定されるというような情報を得ております。市におけるこども計画の策定につきましては、現在、国のこども大綱の内容や区市町村のこども計画の策定に係る具体的な方法などの情報収集を行っているところでございます。令和5年4月から第3次安曇野市教育大綱の下で新たなスタートを切ることになっておりますので、まずは、これを踏まえ、子どもの権利を尊重した施策の実行に努めたいと思います。今後、国・県の動向を注視しながら、策定につきましては、適宜判断していきたいと考えております。

○子どもの権利条例については。

【教育長】 子どもの権利について、既に本日議論してきたとおり、子どもの権利条約、こども基本法、また、安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり条例、そして、その条例に基づく共生社会づくり計画等々で位置づけが明確になってきております。市教育委員会では、この理念を受けて、第3次安曇野市教育大綱に反映させたというのは述べたとおりでございます。今後は、この大綱を指針として、その願う姿の実現に向けて学校や園、地域とともにその実現に全力を傾注したいと思っております。

市独自の条例の制定についてのお尋ねでございますけれども、まだそこまで視野には入っておりませんが、子どもの権利が最大限尊重される安曇野市をしっかりと目指していきたいという考えでございます。

○子ども施策をつくる中で、子どもが意見を言う機会をつくれないうか。

【市長】 子どもに関する施策につきましては、その実施内容、あるいは、その施策の後の評価、こういったところにおきまして、今まで以上に子どもの意見を取り入れること、こういった意識した取組が必要であると考えております。先ほど来話ありがとうございましたことも計画等に子どもの意見を反映する方法につきましても、国が今何か調査研究しております、結果を提供するというところでございますので、それも踏まえて、子ども施策の策定の際に子どもの意見を取り入れることを進めていきたいと思っております。

子ども施策以外につきましても、例えば、安曇野市では、平成24年の12月に平和都市宣言をつくる際に、当時の中学生の意見を取り入れたと伺っております。今、その出来上がった都市宣言を見ますと、非常に伸びやかな文章で、揺るぎのない、なかなか他に類を見ないすばらしい宣言文だったと私は考えております。そういう意味におきまして、子どもたちの意見を取り入れることによって、子ども施策に関する以外のものにつきましても応用できる部分が大いにあるんじゃないかという具合に思います。子ども会議については、ちょっとまだ検討させていただきたいと存じます。

○安曇野の子どもたちへのメッセージをお願いしたい。

【市長】 子どもの支援、あるいは、子どもの自立した学びを実現ということになりますと、先ほど来出ておりますパートナーリズムを中心とした今までの大人の子どものまなざし、子ども観、こういうものを変えることが優先されるべきだという具合に考えております。大人が子どもをいつも全て管理監督しないと、成長が望めないということではないと思っております。子どもが自由に意思決定することを保障することが子どもの自立につながるものと考えております。私たち大人も、子どもを信じ、共に社会を築いていく一員として認識していきたいと思っております。子どもの皆さんも、対等なパートナーとして、ぜひ、よりよい安曇野を共に築いてほしいと願っているところでございます。

【教育長】 第41回全国中学生人権作文コンテスト県大会というのがございまして、NHK長野放送局賞、松本地区大会最優秀賞を受賞した作品が、昨年12月3日、平和と人権のつどいが行われた豊科公民館ホールに展示をされました。題名は、「性別に関する差別」という題で、市内の中学校3年生が書いたものでございます。その作文の冒頭部分は、「僕は、女の体であるが、心は男です」で始まり、最後は、「僕は、一人一人の行動と発言が大切だと思いました」このように結ばれています。安曇野市には、自分の考えをしっかりと持って、勇気を持ってその考えを発表する中学生がいること、そして、

それを認め支える家族、仲間、学校があること、私は、このことを大変心強く思いました。では、私からメッセージを申し上げます。自分らしく生きる権利は、子どもから大人まで全ての人と同じです。皆さんの自ら考え判断し行動する姿勢を精いっぱい応援します。

12 増井 裕壽 議員

○道祖神についての子どもの教育に活用する見解と地域の歴史、地域文化教育に活用することについて、見解は。

【教育長】 私の居住する堀金岩原新屋地区にも、議員御存じの顔欠け道祖神が安置され、願かけにあやかって訪れる人がたくさんおります。父から以前、聞いた話では、昭和の初め頃、この地区では道祖神祭りというと、男の子たちが道祖神の横に小屋を建てて、一晩中起きてその小屋の番をしながら遊ぶ子どもの祭りだったそうです。時代が流れ、私の子どもの頃は各家庭で1品ずつ季節の煮物などを持ち寄って大人が茶碗酒を飲み交わす会になり、子どもは傍らでお菓子をもらうというようなお祭りに変わってきました。そんな中でも、のぼりを立ててろうそくをともして手を合わせる姿は、昔も今も変わりません。すぐ隣の集落は、また違った祭りの仕方をしており、ところどころによって様々な習慣や風習があり、時代とともにその姿が変わっていくものかもしれません。道祖神に関する様々な行事は、地元の大人と子どもたちが触れ合い、世代間、異年齢交流ができる貴重な機会であり、安曇野ならではの特色ではないかと思えます。そうした中で、地元の長老から話を聞いたり、自分たちの住むふるさとを確認したり、そういったことを通して、またそのことを自分の子どもや孫にと伝えていく、この地域文化活動、ぜひ続いてほしいと、こんなふうに願っております。

○道祖神の保護についての現状と課題

【教育部長】 本来、道祖神は、その集落の木戸ごとに建立し、お祭りを行ってまいりました。中には土台となる石垣や上屋を設置して大切にしてきた道祖神もあるかと思えます。しかしながら、近年は核家族化あるいは生活様式の変化、木戸単位で行われていた行事が消えつつあり、自分たちの道祖神という意識も薄くなってきていると思えます。中には風化が著しいものや土台や、上屋が崩れて壊れて修理の必要なものも見受けられるところがございます。

市は、道祖神の土台や上屋の修理について御相談に乗ることはできますが、基本的に

は修理費も含めて実際の工事に関することは地元で担っていただくものと考えております。

○保護と活用で重要なことは、興味深い話で人の関心を引くこと。多くの幸せを届けてくれる道祖神はほかの村から度々盗みに遭ったという話等を伝え、多くの人にその価値と歴史探求のきっかけにしてほしいがいかがか。そこで、現在のデジタル技術を活用してQRコードで情報を読み取れる仕組みをつくってDX化を推進してもいいと思う。

【教育部長】 道祖神に関するいわれや情報が入手しやすいと、より一層、理解、関心が深まると思います。解説板や標柱など、道祖神の素朴さや景観などを損ねてしまうおそれがありまして、景観を損ねない看板やQRコードなどの方策を今後、研究していきたいと思っています。

道祖神の研究者のネットワークにつきましては、毎年8月末に穂高神社を会場に安曇野道祖神祭りが開催されております。そこには近隣の県からも研究者や一般参加者が集い集まり、講演会や道祖神巡りが開催されておりますので、参加している皆さんの御意見や情報などを参考にして、道祖神の保護的活用を生かしていきたいと思っております。

○県の無形民俗文化財に指定されている三郷の道祖神祭りに関わる楡、北小倉、住吉、上長尾地区にある道祖神をお祭りとセットで文化財指定はできないか。

【教育部長】 一般的に文化財を指定するときは、対象となる文化財と同じ種類のものが市内にどれくらいあり、その中でどういう価値づけになっているかを調査する必要があるかと思います。また、文化財の指定には、価値づけ以外に、末永く文化財の保存・伝承していく体制が整えられているかが重要な要素となります。よって、文化財の価値づけと地元の体制と文化財にしたいという熱意が重要であると考えますので、すぐには難しいかと思いますが、時間をかけて研究し、地域へも働きかけていきたいと思っています。

○文化庁が推進している文化財保存活用地域計画、これを活用し、文化財の保存や活用をビジョンとして明確にし、関係団体や地域住民の理解や協力を得ながら、文化財の保護や活用はできないか。

【教育部長】 文化財保護活用地域計画は、市内にあります指定文化財はもちろん、未指定の文化財についての課題の洗い出しと調査の必要性を検討し、具体的な保存と活用につ

なげる計画でございます。道祖神はその地域を知る大切な歴史資料であるため、この計画に中でも取り上げてまいりたいと思います。それぞれの課題を整理し、地域の住民の方が主体となって保存活用に取り組んでいただけるようサポートしていきたいと考えております。

○東京芸大出身の芸術家とアーティスト・イン・レジデンスを活用して、道祖神を彩色するワークショップを開催して新しい現代版のアートの彩色道祖神にしてみてもどうか。

【教育部長】 道祖神を題材とする民話あるいは昔話、これはあまりないといいますが、とても非常に少ないです。子ども向けといたしましては、あづみ野児童文学会が2005年にあづみ野堀金の民話というのを作成しております、その中に道祖神に関する話が2つ掲載されております。子どもたちの地域文化教育に活用できるのではないかなと考えております。アーティスト・イン・レジデンス事業でございますが、現段階ではその作家が絵画なのか彫刻なのか、どの分野かまだ決まっておりません。作家には、安曇野を訪れていただいた際に、市内をリサーチしながら回っていただいて、そこで創作活動のヒントとかいろんなインスピレーションとか展開していくんですが、その中で、もちろん道祖神も御案内していきますが、創作意欲につながる題材となるかどうかは作家次第になります。それから、道祖神の彩色、こちらはこれまでの伝統や習わしがとても重要になってきて、尊重すべきものでございまして、ちょっとその作家という関係については、地元の同意も当然に必要なようになってくるものかと考えております。

13 松枝 功 議員

○児童館整備事業の豊科地域での児童館の整備を計画について、内容と、特に今回の児童クラブ施設の整備との関連について。

【教育部長】 児童館は、放課後児童クラブを併設した今の運用から、本来の遊びによる子どもの育成、子どもの居場所の提供、保護者への子育て支援等の機能を主体とした子どもを育む拠点を目指していきたいと思います。放課後児童クラブは、子育て世帯への就労支援のため6年生までの利用枠を拡大し、児童の移動や安全、遊び場を確保できることから、極力学校施設等を活用した整備を目指したいと思います。

○小学校内での児童クラブ受入れ施設の整備状況、令和2年当時5校だった児童クラブの今の状況、5年度の整備においても、まだ全ての実施がかなわない状況なんですか、

【教育部長】 児童クラブの小学校内、または隣接施設での実施の達成状況は、新年度予算の整備も含めまして、市内小学校10校のうち8校が学校の施設等を活用した事業になります。残りの2校でございますが、児童館のエアコン改修あるいは児童館の中の児童クラブ室を大規模に改修することから、当面の間、この2校につきましては、現状のままとしたいと思います。

○たくましい安曇野の子どもを育てるために、現在の状況と今後に向けた気持ちは。

【教育長】 児童館は、既に御案内のとおり18歳未満の全ての子どもを対象として、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的としております。

今後は、先ほど答弁させていただいたとおり、学校内での放課後児童クラブの整備を進め、児童館本来の目的に沿った活動を推進したいと考えておりますけれども、議員が御提案いただいたこと、大変熱い思いを聞かせていただいたわけでございますけれども、やはり私どもが新しい教育大綱に示させていただいた「からだを動かし、頭で考え、心に感ずる“未来を拓くたくましい安曇野の子ども”」これは、こども園、学校だけではなくて、やはり児童館、児童クラブの子どもたちにも当然目指す基本理念として共有して育みたいものであると思っております。

今後は、このことによつてどのような動きというか流れが生まれるかというのも少し見ていきたいと思っておりますし、自由来館される子どもの年齢であるとか、人数であるとか、あるいは保護者の皆様の期待であるとか、あるいは先ほども議論がありましたけれども、どんなに小さい子どもでも自分の思いというものは持っているわけで、そういった実態を把握しながら、また、もう一つ側面として大事なものは、児童館スタッフがどういう力を持っているかということも非常に関わってくるかとも思います。ですので、そんなことも協議を始めてみたいと思っております。

いずれにしても、地域の園であり、学校であり、児童館、これは地域の皆さんと共にやっぱり育てていかなきゃいけないと思っておりますので、地域の皆さんの力もぜひお借りしながら、地域の皆さんが、学校はコミュニティ・スクールということで地域のコミュニティーの拠点になるようにしたいという願いでございますけれども、地域の皆さんがそこに集うことによつて生きがいややりがいを一緒になって感じながら子どもを育てる、そんな地域の拠点になるような存在を目指していければと。そのことが魅力ある児童館づくりにつながるのではないかなと、そんなことを感じております。

○アウトドアスポーツの聖地化には、市内の子どもたちにアウトドアスポーツの魅力を伝え、安全が担保できる正しいテクニックを伝授し豊かな素養を養っていく必要があると考える。このことにつき、児童館の自由来館の仕組みをうまく活用できないか。集まってくる子どもたちに何とか対応できないか。

【市長】 この安曇野市に住んでいる方々がアウトドアスポーツに対して積極的に関与すると、自分もプレーヤーになるというようなことが必要だと思っております。安曇野の豊かな自然環境を生かしましたトレッキングでございますとか、マウンテンバイク、そしてカヌー、そういったアウトドアスポーツが、子どもたちがスポーツを好きになるきっかけになればと思っております。私、昔から、昔からというか相当昔にスキーで白馬村に行ったときに、ゲレンデで白馬村の小学生が物すごいスピードでスキーをやるのを見て、やはり子どものときからスキーに親しんだ人には絶対かなわないなと思ったことがあります。実際にそういった形で白馬村の中にはオリンピック選手もいらっしゃいますし、子どものときからスキーに慣れた方がたくさんいらっしゃるということでスキー場も栄えるという好循環が生まれていると思っております。

ではどうして、どうやってアウトドアスポーツに親しんでいただくかと、ここが課題でございます、ちょっと児童館は児童福祉法に規定する児童厚生施設でございます、なかなかそこでアウトドアスポーツの手ほどきをするのはなかなか難しいかもしれないと思っております。一方で、今構想を進めつつあります、明科に設けるアウトドアスポーツの拠点施設、メインはカヌーがなると思うんですが、そういったところの機能として、このようなアウトドアスポーツとしてのカヌーの普及はできないかというのを考慮すべき1つだという具合に思っております。

児童館でアウトドアスポーツを取り入れた取組を行うには、まず教育委員会と私どもの意見のすり合わせが必要でございます、この点については、まだ具体的にすり合わせをしておりませんので、すぐここで児童館を使ってということにはなかなかいかない状況でございます。指導者の問題もございまして、それから先ほどありましたカヌーなんかの場合は、きちんとした指導者がつけば決して危険ではないんですけれども、やはりリスクはあるというようなことを考えますと、先ほど申し上げました拠点施設の機能も含めて、今後の課題として受け止めさせていただきたいと思っております。お願いいたします。

14 大竹 啓正 議員

○現在、市として小規模認可保育園の必要性をどのようにお考えでしょうか。

【教育部長】 3歳未満児の保育ニーズ、こちらは依然として高い水準で推移しております。受入先として小規模認可保育園は重要な役割を担っていると考えております。

令和4年度も、転入や求職活動が理由で年度途中で生じた待機児童は全て3歳未満児でありました。待機児童の解消に向けて、小規模認可保育園の必要を非常に感じているところでございます。

○提案書制度により小規模認可保育園設置の許可を出していると伺っている。設置場所を住宅地などに求めると、反対運動が勃発すると聞いている。当市におきましても同様の懸念があります。農地とすると手続が壁になる。このままでは参入する事業者が尻込みをしてしまう。提案書の審査などを迅速化するなどの改善は可能であるか。

【教育部長】 小規模認可保育園の建設スケジュールに関しましては、国の交付金を活用しております。その交付の内示を受けた後から建設が開始できることとなっております。国の交付金の協議、内示スケジュールを勘案しつつ、日程が早められるよう改善していきたいと思っております。

報告第3号	教育部 各課
令和5年7月27日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決の報告について		
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告		
要旨	課名	後援	(詳細別紙)
	学校教育課	4件	
	生涯学習課	1件	
	文化課	4件	
	子ども家庭支援課	1件	
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)</p>			

学校教育課 共催・後援台帳(令和5年度7月定例会専決事項)

受付日	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	尊決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課意見
R5.6.9	不登校講演会	学習支援センター実鼎舎 代表:実鼎 典和	学習支援センター実鼎舎 代表:家田 典和	後援	重要な教育問題である不登校に関する理解促進のため	6月9日	9月2日(土) 13:30~15:35	○	過去承認	○	6月19日	安曇野市交流学習センター1階 学習室 ターミナル2階 学習室1	不登校への理解を助け改善策を理解促進していただくことを目的とする。「学校 行きたくない」と検査が急増する8月末~9月に予防策を講じる	前座講演「特性要因図を用いて不登校へ至る原因を分析すれば適切な対応方法を思いつけることができます。(実鼎舎事例の報告)」講演者:家田 典和 メイン講演:はぐルッポ代表 西森 尚己氏による講演	○	○	○	基準第3条第2項および基準第4条第2号により可
R5.6.16	第72回安曇野教育研究会	安曇野教育研究会 代表:松下 玲	安曇野市教育会/長野県教職員組合安曇野支部/安曇野市校長教頭組合	後援	未来を拓くたくましい安曇野のこともを育むために、中間と学び自らを高めめる市内教職員の研修会のご後援をお願いしたい	6月9日	8月26日(土)	○	過去承認	○	6月19日	安曇野市内の10小中学校での分散開催	学校教育・社会教育等それぞれの場における教育の充実と研究の成果を持ち寄り、互いに協力し研究を深め合って、安曇野教育の充実と発展を図る	国語教育、外国語教育をはじめとする計16分科会による研究成果を市内10小中学校を会場とし、研究や実践に関するの交換の場とする	○	○	○	基準第3条第2項および基準第4条第2号により可
R5.6.28	第38回長野県中(信地区)中学校英語弁論大会	長野県英語教育研究会(中信地区) 美恵 代表:丸山 美恵	長野県英語教育研究会(中信地区)/読売新聞社	後援	中信地区の中学生の英語弁論大会が安曇野市で開催されるため	6月28日	9月9日(土) 8:30~17:00	○	過去承認	○	6月29日	安曇野市三郷公民館 講堂	英語学習に高い関心をもつ中信地区の中学生が一堂に会して、各自のテーマに沿った英語の弁論を行うことを通じて、お互いの英語力の向上と親睦を深めることを目的とする	参加料:2,000円 審査は3部門(内容面、英語力、表現力)を評価の観点と決定する。 審査員は長野県教育委員会指導主事等日本人2名とALT1名の計3名 弁論時間は5分、超過した場合は失格 出場者は各自のテーマに沿った弁論を行う 上位7名が夏の中学校英語弁	○	○	○	基準第3条第2項および基準第4条第2号により可
R5.6.29	第7回、第8回パリアリマルシェ	パリアリマルシェ実行委員会 代表:西條 智香	パリアリマルシェ実行委員会	後援	この活動を安曇野市内の小・中学生やその保護者の方にも知っていただきたいため	6月28日	第7回:8月19日(土)、20日(日) 第8回:9月23日(土)、24日(日)	○	過去承認	○	6月29日	第7回:あずみの住宅公園 第8回:松本住宅公園	障害の有無にかかわらず楽しめる場を提供し、交流を通じた啓発活動を行う	出展料:2,000円 地元作家や飲食店による手作り品の販売、体験(ワークショップ)の提供	○	○	○	基準第3条第2項および基準第4条第2号により可

教育部生涯学習課共催・後援台帳(令和5年度7月定例会専決事項)

受付日	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課意見	備考
R5.6.30	大正琴発表会 「セレナ琴鈴会 おおし ぶりコンサート」	セレナ琴鈴会 会長 高嶋しげ子	セレナ琴鈴会	後援	4年ぶりの発表会なので大勢の方に来場していただきたく、信頼度アップしてお知らせ広範囲な場所に掲示したい。生涯学習の一環としての音楽の普及を図るため。	6月30日	10月9日(月)	○	過去承認	○	7月3日	安曇野種高交流学習センター「みらい」	コロナ禍の中練習をなんとか継続してきました。ようやく発表会を開催できる状況になったので今までの練習成果を発表し大正琴の魅力を大勢の方に知っていただき、又高齢者の頑張っている姿をみていただきたい。	大正琴の発表	-	-	-	基準 第3条 第2項及び 第4条第2号 により可	令和元年11月に 実施 (後援有り)

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和5年度 7月定例会報告事項)

受付日	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課 意見
R5.6.29	山の日ポスター展	日本グラフィックデザイナー協会 会長野地区 代表幹事 相澤徳行	日本グラフィックデザイナー協会 会長野地区	後援	広く一般社会に認知してもらったため。また、展覧会を通じて、多くの市民のデザインへの理解を高め、デザインの価値向上を図るため。	6月29日	①8月2日～8月27日 ②9月8日～9月30日 ③10月5日～11月3日	○	過去承認	○	6月30日	①北アルプス展望美術館 ②河一屋旅館 ③長野美術専門学校	山の日(8/11)に合わせて、山岳観光をPRするポスターを展示すること。	「山の日」をPRするポスター或いは、山の魅力を意識するポスター約40点を紹介する展覧会を開催する。	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2項により可
R5.7.7	第76回長野県書道展	長野県書道協会 安曇支部事務局	長野県、長野県教育委員会、長野県書道協会、信濃毎日新聞社	後援	長野県主催の催事であり、広く県民より応募される作品を展示。安曇野市民の作品も約1000点あり、市民に広く周知したい。	6月30日	10月7日(土)～10月9日(月)	○	過去承認	○	7月11日	安曇野市穂高会館	広く県民より作品を公募し、日本古来の書文化の向上と地域社会文化の振興に寄与することを目的に県全域に実施する。	審査会員及び公募作品による展覧会を開催する。県内10地区の会場を巡回し、安曇地区展では、1300点を展示する。(小中高生は入場料：大人300円(小中高生は無料))	○	-	-	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
R5.7.10	第39回安曇野で道祖神を語る集い	道祖神まつり実行委員会 保尊勅	道祖神まつり実行委員会	後援	安曇野市を紹介し、音から縁く民間信仰を広く知っていただくため。	7月3日	8月26日(土)～8月27日(日)	○	過去承認	○	7月11日	穂高神社(参集殿)及び東筑摩郡朝日村、山形村	道祖神の巡拝、また講師による講演により、伝統ある道祖神信仰・民間信仰を研究し、多くの人々に楽しんでいただく。	1日目：穂高駅前、道祖神祭を始めるに、穂高神社参集殿にて講演会を開催。 2日目：穂高神社を出发し、東筑摩郡朝日村、山形村の道祖神を巡拝し、各所の道祖神の講師が説明する。全国より60名程参加。参加費：1人5,000円	○	-	-	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
R5.7.10	第49回(創立65周年)松本深志岳風会吟道大会	松本深志岳風会 丸山岳英	松本深志岳風会	後援	会員同士の活動の励みとすることともに、地域社会の文化発展に寄与するため。	7月3日	10月29日(日)	○	過去承認	○	7月11日	キッセイ文化ホール	会員の親睦と融和及び練習成果の発表、コンクールを行うこと。	松本深志岳風会の会員による、吟詠の発表会を行う。	○	○	-	基準第3条第2項及び第4条第2号により可

子ども家庭支援課 共催・後援台帳(令和5年度7月定例会専決報告事項)

受付日	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課 意見
R5.7.3	第21回子供相撲大会	穂高神社 保尊 勉	穂高神社 他	後援	本行事は子ども 会育成会の行事 であり、育成会 の協力を得るた め	7月3日	9月9日 (土)	○	過去 承認	○	7月5日	穂高神社南 神社土儀	国技である相撲を 通じて、子供たちの 融和と協調性を図 る	参加範囲、穂高神社氏子内 の児童・出場予定者数、70名 程度 別紙 参加申込書を添付	-	-	-	新型コロナウイルス感染症拡大に より過去3年は実施がなかった が、令和元年まで教育委員会後 援あるため、基準第3条第2項及 び第4条第2号により可

報告第4号

令和5年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校教育課>

学校教育担当
教育指導室

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
教職員健康推進事業	○第1回ストレスチェック実施 7/24～8/6 ○教職員健康診断 6/23～7/19	○カウンセリングルーム実施 8/26 穂高会館
就学時健診業務	○就学時健康診断（園事前健診） 6/30 穂高 7/3 三郷東部 7/4 西穂高 7/5 北穂高 7/6 有明の森 7/10 南穂高 7/11 花園 7/12 細萱 7/13 明科北 7/14 三郷南部 7/18 堀金 7/19 有明あおぞら 7/20 やまぶき	○就学時健康診断（園事前健診） 8/21 三郷北部 8/22 豊科南部 8/24 【眼科】穂高、穂高幼稚園 8/25 三郷西部 8/28 たつみ 8/29 豊科 8/30 【眼科】有明あおぞら、有明の森、北穂高
就学援助事務	○就学援助費認定 申請者 831 名：認定 801 名、不認定 28 名、保留 2 名 （要保護児童生徒 2 名、準要保護児童生徒 799 名） ※保留は市外課税者。所得証明書の提出を依頼中。 ○新入学児童生徒学用品費及び修学旅行費支給 7/26 ○医療券（前期）交付（随時）	○特別支援教育就学奨励費 ・申請案内、受付
GIGA スクール	○活用支援 ・指導主事と協力し、各学校の授業支援や教員向け研修等を実施 ・GIGA スクール運営支援センター事業による各校での ICT 活用相談、夏休み研修会の開催 ○情報モラル 各校において、情報モラルに関する講演会を開催（5/30～2/16 予定）	○活用支援 ・授業支援、教職員向け研修 ・GIGA スクール運営支援センター事業による各校での ICT 活用相談、夏休み研修会の開催 ○ICT 教育推進委員会 第2回 ICT 教育推進学校代表者会の開催（7/28 予定）
安曇野市 コミュニティスクール事業	○学校運営協議会運営支援 ○朗人大学連携事業 7/12 堀金小学校	○地域学校協働本部連絡会
学校安全支援事業	○学校安全総合支援事業 ・学校防災アドバイザーとの打ち合わせ 7/12 豊科南中学校 7/20 穂高東中学校	○学校安全総合支援事業 ・実践委員会開催
青色防犯パトロール	○青色防犯パトロール実施者証発行	
小規模特認校制度	○6/28 明北小学校保護者説明会 ・安曇野市の教育方針と明北小学校に寄せる想い ・小規模特認校制度概要説明 ○7/4 第1回総合教育会議 ・小規模特認校制度の導入について協議 ○小規模特認校概要説明 7/18 明科地区民生児童委員協議会 7/20 明科地域区長会 ○通学区域審議会委員推薦依頼 7/12～21 各地域区長会	○通学区域審議会委員推薦依頼 ・市校長会 外 ○小規模特認校概要説明 ・明科北認定こども園 ・明科南認定こども園
不登校支援	○教育施設連携促進コーディネーターの活動状況 ・民間施設等訪問件数 7 件 ・学校訪問による民間施設等を利用する児童生徒の状況把握、情報交換 11 校	○市内の施設の定期訪問を開始 ○市外にて不登校支援等を実施する施設にも随時訪問予定

令和5年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校給食課>

学校給食担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
給食センター総務費	○給食センター運営委員会の開催（7月6日（木）） 内容 委嘱書交付 委員長、副委員長選出、協議事項 安曇野市学校給食の実施に関する規則の一部改正についてご協議いただき、改正についてご承認いただいた。	安曇野市教育委員会7月定例会で「安曇野市学校給食の実施に関する規則の一部改正」についてご協議いただく。
学校給食費会計公会計事業	○令和5年度給食費口座振替2期目再振（7月18日） ○令和5年度給食費口座振替3期（7月31日）	○滞納整理の実施
各給食センター管理運営事業	○所管する学校へ安心して安全なおいしい給食を提供できるように、施設及び調理環境の整備の実施	
堀金給食センター設備更新事業	○堀金学校給食センター厨房機器等更新工事に向け、センター休止中の給食提供の準備を行った。	○設計業務を完了し、更新工事に向け準備を進める

令和5年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<生涯学習課>

社会教育係

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
生涯学習講座事業 ○市民大学講座（信州大学連携事業）	・8/17、8/24、8/31（木）19:00～20:30 豊科交流学習センター「きぼう」で開催	9/7、9/14（木）全5回
○学校開放講座 ・あづみのこども寄席 ・南農ケチャップを使用したピザ作り ・初歩から学ぶ日商簿記3級取得を目指して	・8/1（火）、8/2（水）8/6（日）堀金小学校 ・8/11（金）南安曇農業高等学校 ・8/19（土）、8/26（土）穂高商業高等学校	
○日本語教室 ○安曇野市オンラインモデル日本語教室 ※長野県事業	・豊科 8/6、8/20、8/27（日） ・穂高 8/12、8/19、8/26（土） ・三郷 8/19、8/26（土） ・明科 8/2、8/9、8/23、8/30（水） ・申込受付 8/17～9/7 先着20人 ※Zoom使用	・実施 9/28～R6.2/22（全15回）毎週木曜日 19:00～20:30
中央公民館事業 ○第13回安曇野市総合芸術展 第1回実行委員会 ○公民館報校正会議	7/10（月）開催、正副実行委員長の選任、開催要項、年間スケジュール等を決定 8/21（月）	○第4回の実行委員会を経て、3/7（木）～3/15（金）豊科交流学習センター「きぼう」で開催 9/20（水）第69号発行

豊科生涯学習係

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
豊科公民館施設管理運営事業	・7/18（火）入札執行 豊科公民館案内看板設置工事 国道147号沿線に2基設置	工期は令和6年1月12日まで
豊科公民館事業 ○スマホ講座 ○楽しい菊づくり講座⑤	・8/10（木）10:00～11:30 超初心者向け ・8/18（金）9:30	

穂高生涯学習係

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
穂高公民館施設管理運営事業	・7/18（火）入札執行 穂高会館スプリンクラー改修工事 1階アリーナ控室付近天井裏の配管改修に伴うスプリンクラーヘッドの再取付け等	工期は令和5年11月17日まで
穂高公民館事業 ○水彩画教室③ ○松枯れ材イス作り ○穂高納涼祭 ○エコバッグ講座 ○スラックライン① ○季節の寄せ植え講座②	・8/1（水）13:30～15:30 ・8/4（金）9:20:30～12:00 ・8/5（土）15:30～19:00（穂高会館駐車場） ・8/8（火）9:30～12:00 ・8/26（土）14:00～15:30 ・8/29（火）13:30～15:30	

三郷生涯学習係

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
三郷公民館事業 ○夏休み子ども体験講座 ○まなび隊②昆虫教室 ○スマホ講座② ○運動会実行委員会 ○ふるさと夏祭り ○芸能発表会実行委員会 ○けん玉チャレンジ③ ○三郷の宝教室①	・8/2（水）、8/3（木）、8/4（金）9:00～、講堂他 ・8/5（土）8:30、黒沢洞合公園 ・8/8（火）超初心者向け ・8/9（水）19:30 ・8/11（金）17:00、三郷文化公園 ・8/24（木）19:00 ・8/24（日）14:00 ・8/30（水）10:00	10/22（日）開催
三郷公民館長寿命化事業	・6/27（火）入札執行 令和5年度 三郷公民館長寿命化事業改修工事 設計業務委託	令和6年度に改修工事を実施 ※公民館及び保健センター部分

堀金生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
堀金公民館事業 ○子ども公民館講座②③ ○お宝発見講座 ○食卓にもう一品料理講座 ○堀金地域家庭教育講演会 ○常念フェスティバル ○シニア健康づくり講座④ ○菊づくり講座⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8/1（火）、8/2（水） 9：00～ ・ 8/6（日） 8：00～、子どもと大人が一緒にめぐるタカラ探し ・ 8/12（土） 17：00 ・ 8/19（土） 13：30 ・ 8/26（土） 9：15～、常念ドーム・中央公園 ・ 8/30（水） 10：00 ・ 8/31（木） 10：00 	

明科生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
明科公民館事業 ○夏休み将棋・囲碁教室 ○夏休み親子料理教室 ○夏休み宿題お助け講座 ○明科いいまちサロン ○スマホ講座 ○明科親睦ゴルフ大会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8/1（火）～8/4（金） 10：00～ ・ 8/8（火） 9：00 ・ 8/9（水） 10：00 ・ 8/22（火） 13：30 ・ 8/22（火） 10：30～超初心者向け、 13：30～初級・中級者向け ・ 8/23（水） 7：00、穂高カントリークラブ 	

令和5年度事業進捗状況報告(懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興担当

芸術教育普及事業

事業	現況	今後の取り組み 備考
安曇野市美術館博物館連携事業	令和5年度 美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポートの発行(全児童・生徒へ配布 (R5.4/27)) 5月利用者数:79人、6月利用者数:121人	
能楽教室	6月20日(火)／明南小学校3～6年 140人参加 6月21日(水)／豊科南中学校全学年 330人参加 演目 土蜘蛛 講師 青木道喜氏(観世流能楽師)、小林努氏(宝生流能楽師)、立命館大学能楽部ほか	
東京藝術大学交流事業	8月8日(火)・9日(水)・10日(木) 楽器演奏指導:豊科北中、明科中 コンサート:8月9日(水)、穂高会館	11月 楽器演奏指導:豊科南中、穂高東中、堀金中 2月 リーダーズバンド
新進音楽家音楽会	新進音楽家オーディション 一般の部 8組12人出場、ジュニアの部 14組16名出場 7月2日(日) 穂高交流学习センター 一般の部 :4組8人選出、 ジュニアの部:9組10人選出	あづみの新進音楽家コンサート 12月9日(土) ジュニアクラシックコンサート 3月23日(土)
日南由紀子ピアノアウトリーチ	7月4日(火)、5日(水)／堀金中学校 ワークショップ、コンサート :全校生徒270人参加	
熊井啓顕彰事業	定期上映会 「日本列島」 5月10日(水) 豊科交流学习センター、27人来場 熊井啓監督作品上映会 「ひかりごけ」 9月23日(土) 豊科公民館	定期上映会 1月17日予定
ミュージアム活性化事業(安曇野市美術館博物館連携事業)	学校ミュージアム、ギャラリートークリレー、無料開館日設定など 学校ミュージアム:豊科東小学校11月28日(火)、三郷中学校11月27日(月)～30日(木)のいずれか、豊科北中学校10月、穂高東中学校1月予定 ギャラリートークリレー:10月21日(土)～11月5日(日) 無料開館:9月30日(土)、10月1日(日)	

文化団体補助事業

事業	現況	今後の取り組み 備考
信州安曇野薪能 主催 実行委員会	第32回信州安曇野薪能 期日 8月19日(土) 会場 龍門淵公園 演目 舞囃子「高砂」、能「半蔀」、狂言「棒縛」、半能「善界」 第2回薪能実行委員会 7月27日(木)	
「安曇野文化」刊行 主催 刊行委員会	第2回編集委員会 7月18日(火)	
ちくにしきものみらい 基金充当事業	7月5日(水) 豊科南小学校5年 郷土博物館 7月13日(木) 豊科東小学校1年 田淵行男記念館 7月26日(水) 豊科公民館 烏川溪谷緑地ほか 8月25日(金) 穂高北小学校2年	

指定管理施設の事業

事業	現況	今後の取り組み 備考
豊科近代美術館	常設展示 岸野圭作(古希記念)回顧展 (8/5~8/27)	
田淵行男記念館	常設展示「黒の造形」(6/27~10/15) 田淵行男細密画「北アルプスの蝶」(6/6~8/27)	
高橋節郎記念美術館	常設展示 夏季展示「あなたの好きな節郎展」(6/13~9/10)	
穂高陶芸会館 飯沼飛行士記念館	常設展示	

明科子どもと大人の交流学習施設空調機器更新事業

事業 (懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
明科子どもと大人の 交流学習施設	劣化した空調機器の更新、照明設備のLED化等の改修を行う ・令和5年度 実施設計業務 7月業者決定 ・令和6年度(予定) 空調更新・照明改修工事	

郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
企画展	・夏季企画展「古代中世の墓を覗(のぞ)く」 会期：7月22日(土)～9月18日(月)	
講座等	(夏季企画展関連講座) ・シンポジウム「安曇野の古墳をめぐって」 期日：7月22日(土)	

新市立博物館整備事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
コンパクト展示	・「安曇野を発展させた虫 家蚕と天蚕」 会期：5月31日(水)～7月31日(月) 場所：ほりで～ゆー四季の郷	

貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
企画展示等	・「下田忠壽 写真展」 会期：6月9日(金)～24日(土)参加者：101人 ・「三郷陶芸クラブ展示会 絆」 会期：6月28日(水)～7月2日(日)参加者：102人 ・「楡フォトクラブ写真展」 会期：7月9日(日)～7月23日(日)	
講座等	・貞享騒動基礎講座② 期日：6月11日(日)参加者：6人 ・古文書講座 6月24日、7月8日・22日、8月15日、9月2日・9日・ 30日、10月14日(各土曜日)	

文書館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
重要文書等収集・ 整理	公開資料点数 公文書 49,573点、地域資料 49,308点 (6月末現在)(6月新規点数/公文書 35点、地域資料 1点)	
企画展示等	・前期企画展 開館5周年記念「残した伝えたこの5年」 会期：5月14日(日)～8月31日(木)	

講座等	(前期企画展関連企画) ・講演会「歴史公文書はなぜ残すことが重要なのか」 期日：6月18日(日)(講師：瀬畑 源 氏)参加者：35人 ・研究発表会(信州大学梅干野研究室による事例報告) 期日：7月23日(日)	
市誌編さん	・安曇野市誌編さん専門調査会(民俗部会) 期日：7月24日(月)	・安曇野市誌編さん専門調査会(民俗部会) 期日：8月21日(予定)

臼井吉見文学館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
講座等	・講演会「筑摩書房 創業の精神と現在」 期日：7月12日(水)(講師：筑摩書房 喜入冬子社長) 参加者：95人	

文化財保護係

文化財保護・保全事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
文化財の保全管理等に関する事務手続きと協議等	・市指定文化財「中曾根のオオシマザクラ」、「上鳥羽のとげなし栗」の2件滅失届の受理。	所有者・管理者等の高齢化が懸念される。実情に合わせた要綱を改正に向け研究準備
安曇野市文化財保存活用地域計画	・安曇野市文化財保存活用地域計画策定支援業務委託公募型プロポーザル	

埋蔵文化財発掘調査事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
開発事業(公共事業含む)に対する埋蔵文化財等の保護協議	・周知の埋蔵文化財の照会件数32件 ・開発事業に対する立ち合い等件数10件 (直近1か月間)	古殿屋敷遺跡発掘調査 (予定9/1~) 明科廃寺発掘調査 (予定8月下旬)

図書館事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み
全館展示企画	信州山の日展示 期間：7月21日（金）～8月24日（木）	
中央図書館 教科書展示	中信教育事務所主催による教科書展示 期間：7月5日（水）～7月20日（木）	
明科図書館 夏の上映会	『ロイヤルコーギー レックスの冒険』 期日：8月1日（火） 場所：ひまわり	
三郷図書館 図書館講座①	「キラキラマリンドームを作ろう」 期日：8月3日（木） 場所：三郷図書館	
中央図書館 映画上映会	『ヒロシマナガサキ』 期日：8月4日（金） 場所：みらい	
豊科図書館 チャレンジ講座①	「ライチョウってどんな鳥？」 期日：8月5日（土） 場所：きぼう	
堀金図書館 夏の上映会	『岬のマヨイガ』 期日：8月11日（金） 場所：堀金公民館	

令和5年度事業進捗状況報告（懸案事項等） 《子ども家庭支援課》

子ども子育て政策係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
子ども・子育て支援事業	第3次子ども・子育て支援計画策定に向けた委託業務委託 事業者応募開始 7月12日（水）～8月10日（木） 第1次審査 8月17日（木）	第2次審査 9月27日（水）
ファミリー・サポート・センター事業	ファミサポ協会員養成講座（前期） 7月5日（水）～	
児童クラブ整備事業	教室改修工事等の進行状況 ・豊科北 PC 教室改修 工事請負業者選定 ・穂高南 児童会室改修 設計業者選定 ・穂高西 被服室改修 工事請負業者選定 ・堀金 児童館改修 工事着工 ・明北 PC 教室改修 工事着工 ・三郷 被服室改修 9月補正予算計上予定	・改修工事 予定期間8月～1月 ・設計 予定期間8月～10月 ・改修工事 予定期間8月～2月 ・改修工事 予定期間6月～12月 ・改修工事 予定期間6月～11月 【その他】 豊科南、豊科東、三郷は、学校・関係機関等と調整中
小規模保育施設整備事業	令和5年度豊科地域に建設予定の事業者を決定	
黒沢洞合自然公園整備事業	基本設計業務委託 事業者の決定	

子ども家庭相談担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
【子ども発達支援相談室】 ○遊びの教室 （体・知覚・社会性を育てる手助けをする） ○「親子であっぷっぷ」 （子どもの発達を助け、子どもとの関わりに困難を抱えている保護者向け個別相談） ○はいはいたちの相談日 （乳幼児期の運動発達の躰きについて、早期支援を行う） ○ことばの相談日 （言語発達の躰きについて、初期の相談窓口として課題の改善、緩和を目指す。） ○ソーシャルスキルプログラム学習会 （困りごとのある保護者に対し、子育てのヒントを学ぶ学習会）	○遊びの教室 7月は4回実施 こあら穂高（7/31） こあら堀金（7/10, 7/24） いるか穂高（7/3） ○「親子であっぷっぷ」 7月は3回実施 （7/5, 7/19, 7/26） ○はいはいたちの相談日 7月は2回実施 （7/14, 7/21） ○ことばの相談日 7月は2回実施 （7/13, 7/27） ○ソーシャルスキルプログラム学習会 7月は3回 （7/6, 7/14, 7/25）	○遊びの教室 8月は4回の実施を予定 ○親子であっぷっぷ 8月は4回の実施を予定 ○はいはいたちの相談日 8月は1回の実施を予定 ○ことばの相談日 8月は2回の実施を予定 ○ソーシャルスキルプログラム学習会 8月は4回の実施を予定

子育て給付係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
「令和5年度 安曇野市子育て世帯生活支援特別給付金（市独自分）」給付事業	○7月10日（臨時議会）で予算議決。 ・支給対象：国の給付金支給対象者（住民税均等割非課税世帯等） ・対象児童：20,000円/人×約1,800人 ※ 国の給付金に上乗せ、追加で支給。	システム改修等の準備が整い次第、給付を開始する。 （秋頃に支給予定）
「令和5年度 長野県子育て世帯生活支援特別給付金（低所得世帯分）」給付事業	○7月10日（臨時議会）で予算議決。 ・支給対象：住民税所得割非課税世帯 ・対象児童：30,000円/人×約400人	県の動向を見ながら、要綱整備・システム改修等の準備を進める。 （秋以降に支給見込み）
「令和5年度 安曇野市子育て世帯生活支援特別給付金（低所得世帯分・市独自分）」給付事業	○7月10日（臨時議会）で予算議決。 ・支給対象：住民税所得割非課税世帯 ・対象児童：40,000円/人×約400人 ※ 県の給付金の上乗せ、同時に支給。	県の動向を見ながら、要綱整備・システム改修等の準備を進める。 （秋以降に支給見込み）

児童青少年係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
青少年センター	7月 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」 7月3日（月） 県下一斉街頭啓発活動 7月22日（土） 青少年センター講演会 7月25日（火） 夏休み街頭巡回	
青少年体験事業	7月19日（水） 真鶴町交流参加者説明会 7月24日（月） 江戸川花火参加者説明会	夏休み子ども体験ラボ ①8月1日（火） 「ミニたみをつくろう！」 ②8月3日（木） 「爆発型ペットボトルロケットを打ち上げよう！」 ③8月17日（木） 「飾れる書道作品をつくろう！」 8月5日（土）～6日（日） 江戸川区花火大会（親子の招待） 8月9日（水）～10日（木） 神奈川県真鶴町との交流事業
子ども会育成会	7月22日（土） 安全啓発講習会、青少年センター合同講演会 7月25日 夏休み街頭巡回	
わいわいランド	〈毎週水曜日に活動〉 7月19日（水） スタッフ研修講習会	
児童館・児童クラブ	7月10日～ 児童館建設に関するアンケート調査	8月1日（火） 児童館建設検討会（第3回）

令和5年度事業進捗状況報告（懸案事項等） 《こども園幼稚園課》

保育幼稚園担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
<p>認定こども園 園庭開放</p>	<p>各園、未就園児が園に遊びに来る。（年6回程度） 内容は各園で計画 在園児の家庭に周知、児童館にチラシを置く。 ホームページで各園の日程と内容を掲示している。</p>	<p>保護者からの相談を聞く。 園に慣れることでスムーズな入園に繋げる。</p>
<p>穂高幼稚園 未就園児事業</p>	<p>未就園児親子が園庭開放として遊びに来る。 本年度、幼稚園では空き部屋もあるため、未就園児親子を対象に遊びや講演会など取り入れ、遊びの広場を展開している。</p> <p>おひさまひろば（園庭開放） 5月22日 おにわであそぼう・・・14組 6月20日「せんせい、ちょっときいて！」幼稚園の先生とお話しよう（相談日）・・・12組 7月6日おにわで、みずあそび・・・5組</p> <p>なかよしひろば（体験保育 事前申し込み:15名定員） ※5月末で定員に達したため申し込み終了 7月5日「七夕飾りをつくろう」・・・11組 8月29日「園庭で水遊びをしよう」 11月10日「散歩に出かけよう」 12月7日「自然物であそぼう」</p>	<p>9月13日「先輩ママさんとお話しよう」幼稚園のことを何でも相談（在園児保護者参加） 10月3日「せんせい、ちょっときいて！」第2回 11月16日「先輩ママさんとお話しよう」第2回 2月26日 内容未定</p> <p>※「なかよしひろば」に申し込みできなかった人のために以下の内容を追加で計画 9月～2月を予定 なかよし親子教室事前申し込み15組定員 親子で遊びながら「この遊び」がどんな発達を支えているか学ぶ機会とする ○親子で体を動かそう 講師 中川さん ○いろいろな文化に触れよう 講師 矢野口さん ○身近な自然を感じよう 講師 上田女子短大酒井教授 ○絵本って奥深い 講師絵本作家 まるやまさん ○10月31日表現っておもしろい 講師 臨床美術師 杉浦さん</p>